

2008 年 5 月 21 日

京都地域人権運動連合会
同 京都市協議会

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会への説明について

1. 部落問題が解決した状態とは

「21 世紀をめざす部落解放の基本方向」（1987 年全解連第 16 回定期大会）

「部落問題の解決とは」4 つの指標

- ① 部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること
- ② 部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作りだされること
- ③ 部落差別にかかわって部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること
- ④ 地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯融合が実現されること

2. 京都市における部落問題解決の到達点

①の課題

【96 年今後における京都市同和行政の在り方について意見具申】

生活環境：「かつての劣悪な住環境は大きく改善」

労働：「若年層を中心に幅広い分野への進出、常用雇用者の増加、大きく改善。有業者の年収については全市と比較してもほぼ変わらない」

教育：「小学校段階での学力や高校進学率は全市とほぼ格差ない」

住宅の老朽化、若者の貧困、大学進学率との格差があるといわれるが、住宅老朽化や若者の貧困は部落差別の結果ではない。住宅建替えや高齢者・若者の貧困対策は全市共通の課題。大学進学率の格差は、部落問題による格差の指標にするべきでない。なぜなら大学へ行く、行かないは本人の自由意志にゆだねる問題。

よって格差は基本的に解消している。

②の課題

【06 年京都市の市民意識調査】

Q「仮にいつも親しく付き合っている友人が同和地区出身者であるとわかった場合」

A「これまでと同じように親しく付き合う」78.6% *20代では88.9%

【平成5年総務庁生活実態調査】

部落内外の通婚率。30歳未満では7割が内外婚。

部落問題への理解の進展は、意識調査、実態調査でも明らか。

差別により結婚できなかった場合はほとんどない。結婚は両性の合意のみにより成立すると憲法で明記。

戸籍の不正取得、インターネットなどによる中傷は許されざる事態。しかしこれをもって部落差別が深刻化と見るのは科学性がない。地域社会の民主的力量を上げる不断の努力が重要。

③④の課題

住民の職場・学園・周辺地域などへの進出など部落の閉鎖性が解消。市営浴場の利用、市営保育所の入所、地区内公共施設の利用、改良住宅への入居が増加。部落住民に見られた前近代的な意識や生活習慣や生活態度は基本的に解消。自由な交流が進展している。

上記のことから部落問題は基本的に解決した状態を迎えている。

同和と冠した特別な行政（施策）は必要ない。差別を強調することは、市民に誤った認識を与え、部落問題の解決を困難にする。部落問題はここまで解決したんだという、市民的合意が必要となっている。

05 年京都人権連に改組・発展（04 年全国人権連に改組・発展）

3. 国の見解

【81 年同和対策協議会最終意見具申】

「地域住民の生活状況の改善向上には見るべきものがあり、国民の同和問題に関する理解度も高まっている」

「運動団体の要望に押されてそれをそのまま施策として取り上げるものがあり」

「特に個人的給付事業については、経済的理由その他真に必要な場合に限り行うこと」

【86 年地域改善対策協議会「基本問題検討部会報告」】

「同和地区と一般地域との格差は平均的な水準としては相当程度是正されたといえる」

「この答申（同対策答申）を現在においても絶対視してその一言一句にこだわる硬直的な傾向が見られる」

「行政の主体性の確立や同和関係者の自立、向上の精神の涵養という視点からの見直し等適正化のための措置が十分講じられること」

「現行の施策についてはいわば既得権益化することなく、同和地区の実態の改善に応じた施策の内容の見直しが行われ、今後の施策の内容が真に必要なものに限定されること」

【01 年今後の同和行政について】

同和地区の施策ニーズに対しては所要の一般対策を講じていくことで対応。

（注）一般対策とは同和地区・同和関係者に対象を限定しない通常の施策のこと。

特別対策をなお続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではない。

4. 京都人権連（全解連）等の主張

【86年京都の同和行政今後のあり方】

個人施策の見直しと自立を促す同和行政を／所得基準を明確に（P10）

【89年たしかな明日へ】

同和行政の点検・見直しを（P7）

運動団体対応型の選考採用を改め、公正で民主的に公募するよう提案（P17）

【89年同和教育白書】

本当に学力がつくのでしょうか（P4）

5. 京都都人権連（全解連）の態度

90年以前／職免の自主返上

96年／補助金の自主返上、カンパの自主返上

6. 京都市の同和行政の見直し

【90年「同和行政推進の過程で生じている問題点に対する今後の方策」】

（交渉・職免・補助金三項目の見直し）

【93年「今後における本市同和対策事業のありかたについて」】

95年政策料金の改定（改良住宅家賃、同和保育料等）

【96年「今後における京都市同和行政の在り方について意見具申」】

96年交渉の廃止

98年カンパの廃止

01年補助金の廃止

【02年「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」】

02年「同和」選考採用の廃止、「同和」奨学金の継続

7. なぜ今日のような状況が生まれたのか

同和の特別扱いの継続

同和対策事業の終結を先送り、運動団体幹部対応型の行政

8. 同和行政・同和教育の完全終結こそ、今日の問題の解決方法

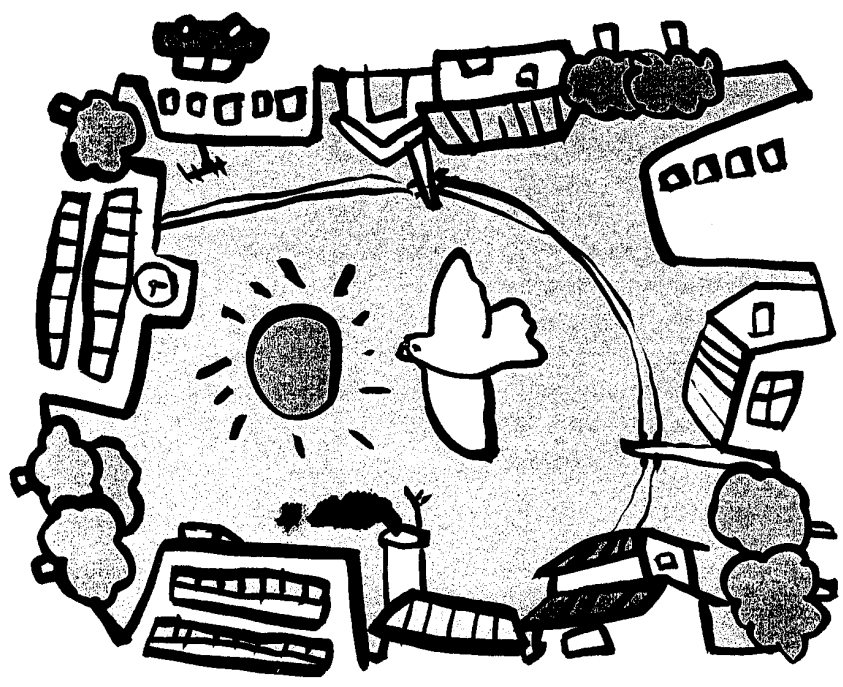
京都市は、部落問題は基本的に解決したとの立場に立つとともに、同和対策事業を継続してきた誤りについて総括すべき。その上で「同和の特別扱い」を完全終結する。

よって地区内公共施設や、そこで実施されている施策については、その位置づけを見直す必要がある。地域内外の交流、人権文化の構築などの特別の位置づけは廃止すべき。

市民誰もが自由に使える、自主的な交流・連帯がはぐくまれる施策を。

京都市の不公正・乱脈な同和行政は同和問題解決の障害

たしかに明日



京都市の同和行政は、全国にも例をみないほど不公正・乱脈なものになっており、市政全体をゆがめるまできになっています。しかし、京都市は、その実態を市民に知らせようとしません。そして一方では「同和問題の解決は国民的課題」のスローガンをくり返し、市民の批判の声をふさごうとしています。この小冊子は、同和問題解決に責任をもつ当事者として、その実態を明らかにし、差別解消過程にある部落問題の解決に役立つ同和行政はどうあるべきなのかを提示したものです。

全解題

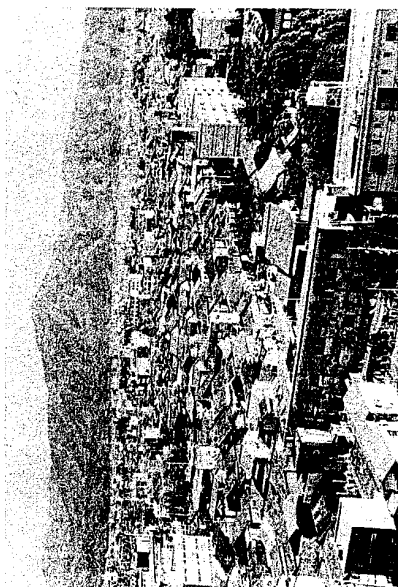
京都府部落解放運動連合会
京都市協議会

とりもどそう民主市政	1
●全国に例のないゆがんだ同和行政	2
継続する不正支出・架設接待	
ここまできている不正行政	
「隔離」して、特別待遇のこめこみ教育	
解同の「確認・糾弾」を賛美する京都市	
●京都市が追隨する解同とは	12
解同に「部落解放」語る資格なし	
「暴力は最大の人権侵害」	
「差別」を口実に利権あだりの数々	
●21世紀に差別をもちこたないために	16
実態は変った	
進んだ進学	
部落差別解消に役立つ同和行政を——全解連の提言	
全解連の主張——政府文書・市議会決議に反対	
自立意識の向上と一般対策の底上げを	24
子育てで、家庭と地域の共同を	25

とりもどそう民主市政

京都市の同和行政は、戦後最も早い時期から取り組まれ、その時々全国的先進の役割を果たしてきました。

このことは、戦前から、部落解放運動の



拠点・発祥の地として民主運動の伝統を築いたものと言えます。もちろん、解放運動に限らず、労働運動はもとより、他の民主的諸運動も全国の先駆けとして、大きな役割を果たしてきました。そして、なによりも堀川民主市政と共に、民主京都市政を作り出す府民・市民の民主主義的な力が存在したことです。

同和行政は、このような京都の民主主義の実現をめざす諸闘争とむすびついて、歴史的に残されている反民主主義な要因、非人間的な実態をなくする施策として取り組まれました。

一九六五年、全国的な部落解放運動の進展の中で、ようやく全国的に同和行政がはじめられようとした時、運動の中に根強く残っていた「部落排外主義」の潮流と、当時の自民党岡山・井上市政とが結びついて、「部落民以外は差別者……」との立場から、部落第一主義、同和最優先……の行政がはじこり始めました。

わたしたちは、運動の分裂、行政からの排除など、困難な状況を強いられながら、部落問題の根本的解決が、真の民主主義の実

現、全国民的な支持と、交流を深めることなしに実現しない……ことを確信し、地域住民の要求を基礎にした粘り強い運動を展開してきました。

わたしたちのこの要求に、一九六七年に誕生した富井民主市政がようやく耳を傾け、部落住民の諸要求が一つ一つ実現することとなり、全国的にも「同和対策事業特別措置法」（一九六九年・八二年）などによる行政措置が展開され、部落問題の解決に展望をひらいてきました。しかし、運動をゆがめ、行政や事業を私物化するかのような策動は、市政が再び自民党主導の反動的な市政に回帰することによって、再び強められていると言わざるを得ない現状です。

部落問題の解決は、民主主義を完全に実現する課題の一つです。それゆえに、国の政治、自治体の政治を民主化することなしに実現しません。

市民不在の市政、住民無視の同和行政を打ち破り、部落問題解決の展望を切り開く民主市政の実現をどうしてもかちとらなければなりません。

わたしたちは、多くの国民、市民とともに、民主主義の一翼をになう運動としての部落解放運動を前進させるよう、その決意を新たにしています。

一層多くの地域住民の参加と、市民全体の中に、地域の民主主義の実現をめざす交流の輪が広がることを期待します。

続発する不正支出・架空接待

全国に例のない
ゆかんだ同和行政

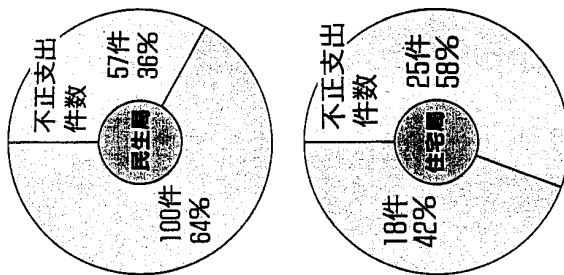
1

「部落民以外はすべて差別者」として、一般市民を敵視し、暴力的「糾弾」をくりひろげている解同一部幹部は、同和行政が本格化した一九六〇年中頃から、同和予算を差別解消のためではなく、私腹を肥やすために利用してきました。

解同の暴力的強行によって行政の主体性はそこな

発覚した不正支出	●3億円事件（1983年1月発覚） 改良事業の用地買収にかかわって総額3億円にのぼる公金不正支出が発覚、元改良事業室長などが逮捕される。 ●2億円事件（1984年4月発覚） 暴力団組長宅の不正買収事件、暴力団関係者とともに市職員4名が逮捕される。 ●法外な補償（1977年） 解同京都市場議長宅（印旛）の買収で、解同市協議会経営の不動産会社の事務所があったところを上げ、七、五七〇万円で購入。これにひきかえ隣家（印旛）は、二、五七〇万円。 ●架空「接待」 「接待」と称して来てもいない他県職員の名前を使って同和对策の飲食費に。あきらかにこたただけでも十一件。（1985年） 市が認めただけでも、他人名義による接待は八十二件、八〇六万円。こともあろうに被害者の共同作業所の関係者や施設の園長まで接待していたかのような書類がつくられていた。（1987年）
----------	---

国会議接待費のうち不正に支出された件数（87年度）



▲解同一部幹部の接待に毎日のようにつかわれているふぐ料理店

われ、「同和行政は例外」として、通常のルールを無視して、解同などの一部幹部と京都市当局との「密室」ですすめられるようになりました。その結果、同和行政は大きくゆがめられ、不正腐敗の温床となっていました。

証言 裏金つくりのために

「同和行政上必要な資金操作のためにやった。当時、市は特別の業務について予算化も公表もできない多額の支出が予定されており、職務上、その資金を捻出しなければならなかった。これらの事情は市当局も土地開発公社の関係者も知っている」

（3億円事件の公判で馬場元改良事業室長が供述）

「五十一年四月（改良事業室へもてる）

……この時様相は一変していった。……土地収容の手続きが差別行政とされ……買収の交渉を重ねることよりも居住者の水増し等架空費目を計上して相手の言いなりになってしま……同和団体等による暴力の横行が激しく、毎日のように職員が逃げまどくといった想像を絶する職場と化していった……」

（京都市元改良事業室長の公判最終弁論）

市民生局長は「運動団体への慰問しなどの接待が必要だが、相手の名前を出せないの、他県職員の名前を使った」（毎日 昭61.12.18）

名前が勝手につかわれた

……昭和六一年六月六日ホテル清水での一七〇、六一〇円、昭和六一年七月二五日ロイヤルホテルでの三七、一八〇円の接待費のいずれもが私たち「みやこ福祉会」の運営している「みやこ共同作業所」及び「下京みやこ共同作業所」がその飲み食いにあつたことになっている。

私たちには全く身におぼえないことです。どういふつもりで私たちの名前を使うのですか。

一二〇〇余万円にのぼる飲み食いをしている民生局幹部のあなた方は知っていますか。

一〇円、二〇円のカンペを集めるために厳寒の吉田神社の節分祭で親たちが夜おそくまで立ちつづけていることを、寒さのために足の感覚がなくなり、手は募金箱の型に固まり、唇が色をなくし、声が出なくなるまで募金をつづけていることを、それでも足りない分を確保するためにくり返しくり返しくバザーをしなければならぬことを、そのために老いの身に鞭打って夜遅くまでエプロン作りに袋縫いにミシンを踏みつづけるべきではないことを、本当にあなた方は知っているのですか。

（みやこ福祉会の抗議文より）

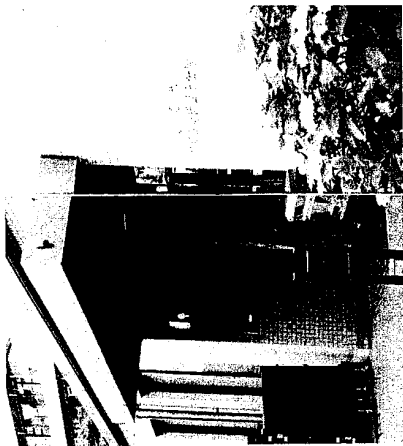
同和地区住民の 多数の声も無視

なぜ？一つの地区に二つの診療所
地区住民の八割が反対

京都市の解同べつたりの姿勢は地区住民の圧倒的多数の声さえも無視しています。八一年、解同の要求で市は養正地区に住民のなじみの深い診療所があるのにもう一つの診療所建設を打ち出してきました。これに地区の約八割の住民が反対。市は、診療所は建てなかったものの「保健所分室」の建設を強行しました。

『共同利用は当然』

地区住民の八割が署名
壬生体育館の使用不許可問題も同様。有権者比で八〇％の地区住民が共同利用を求める署名を提出しても、解同べつたりの姿勢を変えようとしませんでした。ことし一月のことです。



養正地区の左京保健所分室



壬生屋内体育館

自由な交流をはばむ京都市

「解同」の了解なしに認めない
施設の共同利用

「中・西・右京部落問題を語る夕べ」実行委員会と全解連西三条支部が提出した壬生体育館の使用申請を「周辺地域住民を多数加えた集会に施設を利用することは、まだその時期に至っていない」などと理由にならない理由で不許可の回答をする始末。解同の同意がなければ、こんなバカげたことまでやってのけるのが京都市の態度です。

施設の見学すら拒否

使用に限りません。染井地区内の施設の見学さえも「案内」文書がオープンになったことや「町内の人」から抗議があったことを理由にして見学会の中止を要請しています。

共同利用こそ差別解消の道

私たちは二十八年前、部落差別からの解放を切望し、全国闘争を開始し住環境整備はもとより部落差別という「垣根」を取り払う闘争を強め、地区間・近住民との交流をなによりも大切にしてきました。

そうした点からも今日、京都市がとっている姿勢は部落差別という「垣根」をより固くするだけでなく部落問題の解決を遅らせるものです。

私たち全解連は、同和地区内の公共施設を地区周辺住民と共同利用し、部落問題の解決について「ほんね」で語る共同の場とするよう主張しています。

これだけ違う
公共施設

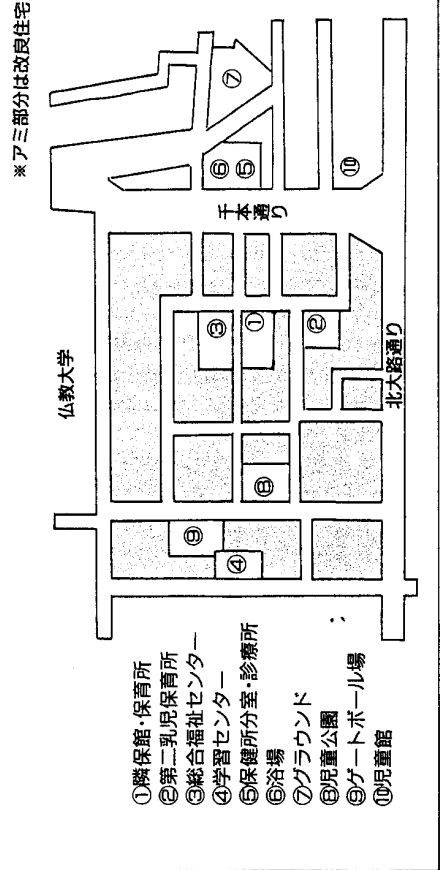
全国に例のない
ゆがんだ同和行政

2

不公平行政！

人 口 世帯数	養 尺 地 区 (学区全体では 3,630人) 509世帯	柏野学区 人 口 4,600人 世帯数 1,494世帯
隣 保 館	延床面積 1,563.65㎡	学区内に児童公園が二つ設置されているのみ。
隣保健分室	832.00㎡	
隣保健分室	266.13㎡	
乳児保育所	953.81㎡	
幼児保育所	640.00㎡	
総合福祉センター	374.60㎡	
屋内体育施設	498.98㎡	
学習センター	1,481.50㎡	
保健所分室	159.17㎡	
市立診療所	163.10㎡	
市立浴場	489.10㎡	
児童館	200.00㎡	
染井児童公園		上柏野児童公園 下柏野児童公園
染井児童ランド(仮称)		

・上記の表は、京都市発表の統計表から抜粋したものです。



※ア三部分は改良住宅

仙教大学

千本通り

北大路通り

「隔離」して、特別待遇のつめこみ教育 なんだや!!

「なんでも前だけ先生に来てもらえるんや」
「なんでもしらだけ学習センターへ行かんなんや」

できる子、できない子に関係なく、同和地区の子ともだけを切り離して、各種の「補習学級」が行われ、子どもの意思を無視して押しつけられるため、子どもたちの自主性や主体性が奪われ、友情や連帯の発達をさまたげています。

- 補習学級 ■進学ホール
- 基礎学力定着講座
- 校外学習 ■進路指導事業
- 促進指導 ■高校生学習会
- 中学校進路展望拡大事業

ゆがんだ同和行政によって荒廃する学校を
さけて私立中学校への進学急増

■Y中学校校下市立小学校卒業生の中学校入学状況

年 度	卒業生数	Y中学校入学者数
昭和61年度	116	76 (65.5%)
昭和62年度	85	48 (56.5%)
昭和63年度	82	53 (64.6%)
計	283	177 (62.5%)

* 4割ちがい生徒が国、私立中学校に。

同和個人給付を断る 先生が八回も訪ねてきた

中学校に入学する時に、入学交度金ということでは三万二千円、また、特別就学奨励費という名目で、年間三万二千五百円が個人給付。教材費、図書費で辞書、絵の具セット、カセットテープなどが現物で支給されます。学年末にお金があまると、先生が子供が欲しがってもしない本を買って家に届けてきたこともありました。

親として「こんなことで子供が物を大切にしないようになる」と断ると、先生が八回も訪ねてきて、「差別されてきたから受けてもらう必要がある」とおしつけてきました。物を大切に、友だちを大切にすることを成長してほしいのがみんなの願いです。(A地区の保護者より)

自立をさまたげ 差別感を生みだしている 就学援助施策

	同和地区	一般地区
平均年収 (84年)	357.0万円	370.1万円
就学援助 給付率		
小学校	81.8%	9.2%
中学校	78.6%	10.5%

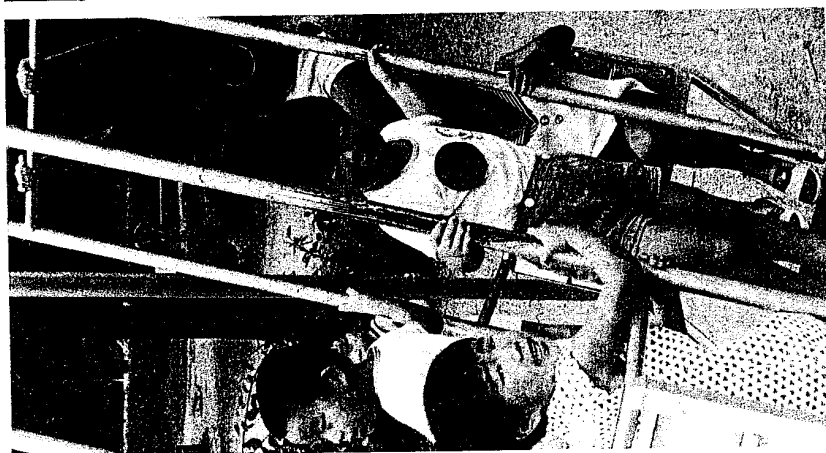
同和地区では要保護、準要保護に加え「その他校長が必要と認めるもの」ということで給付拒否しない限り適用されるためこのような数字になっている。

そのうえ同和地区児童生徒には特別就学奨励費として

小学校 (1人当り・年間)	23,800円
中学校 (1人当り・年間)	32,500円

の物品が所得に関係なく支給されている。

(※上記の平均年収額については京都市が発行している84年度「京都市同和地区住民生活実態調査報告書」より)



同和行政の 点検・見直しを

同和行政は、部落の環境や教育、仕事の問題などでの遅れた実態を改善し、一般的な国民の水準まで高めるためのものです。

この範囲をこえて優遇されることは、新しい差別をつくりだすことにもなります。

子どもの学力の遅れを取りもどし、高める取り組みも、本来、学校教育の課題であり、部落内外を問わず、遅れた子どもすべてに対して、学校内で行われるべきものです。

全経連は次の四つの観点から見直し点検を行うよう京都市に求めてきました。

- 一、社会性をもっているか
- 二、部落問題の解決に役立っているか
- 三、自立を高める効果があったか
- 四、部落外の人達の理解や支持があるか。

人間の尊厳守る教育を

「施策づけ」の子どもたち

一九六四年（昭和三九年）京都市教育委員会が、同和地区児童・生徒の「学力向上」至上主義方針を、教職員

や父母・地域の批判をおし切って、うち出して以来、二五年が経過しました。そのため、同和校では、同和地区の子どもというだけで、小学校の段階から本人の自発性・自主性をまったく無

視して「これでもか」「これでもか」と施策が強化され、子どもたちは、朝から晩まで「施策づけ」にされています。

新しい差別感を生む分離主義の教育

「なんでぼくらだけ」「なんで同和地区だけ」——同和地区の子どもたちだけを切り離して行なわれている「センター学習」や「進学ホール」などの「補充教育」は、一時期「学力」の向上に役立っても、他の子どもたちとの間や、また、同和地区の子どもたちの意識や行動でも、新たな説明のつかない違いを生み出し、新しい差別感を生み出す

原因となっています。

子どもたちに自立と連帯を

今日、同和地区である、なしにかかわらず、「できる子」「できない子」の問題は、どの学校でも重要な教育課題です。同和地区内外を問わず、低学力の子どもたちについて、その家庭の条件を含めた分析を行い、正しい学力補充にとりくむことが大切です。それが、子どもたち相互の連帯感を育て、自立と融合をつくり出すことになるのです。

私たちがめざす教育は、人のいのち、人のくらし、平和を大切に、人間の尊厳——人の尊さ——を柱にしています。

そのためにも、すべての学校が、人間のふれあいを通して、子どもたちの成長・発達を助ける場にふさわしく、明るさと自由・真理や正義がどこにもまして支配的であり、父母・住民からも信頼される学校づくりが大切となっています。

本庄孝夫（京都市教職員組合 書記長）



解同の「確認 糾弾」を賛美する京都市

■市民生活を不安におとし入れる。

「確認・糾弾」を賛美する京都
市の姿勢が、市民生活のさまざまなところで、問題をひきおこす要因になっています。

令川市長答弁

「確認・糾弾については本市におけるオールロマンズ事件の持つ歴史的意義を認めるとともに、同和問題を解決するための場として行なわれることについては、その役割を果たし得るものと考えて」(86年10月 市会本会議)

奥野助役答弁

「確認・糾弾については、同和問題解決を目的としたものについては否定できないものと考えている」(87年11月 市会本会議)

明日も命がありますよこに…

「これが役所かと思つた」「机のガラスがわられ、蛍光灯がこわれ……」「毎日、氏神様に今日も命がありました。あさつてのことばどうでもいい。明日を守つてと折っていた」

(83年3月市会での河崎証言)

ゆすりたがり

業者の間では、「同和」と聞くと必ずクツとするという事態になっています。最近も向島ニュータウンの建設の際、「解同」の支部長というのが若いのを何人かつれて毎日現場へくる。はじめはガードマンを雇えとか作業員を入れさせろとかいう。断わり続けるとエスカレーターして工事場の入口に外車を止めたりする。市の住宅局に相談したら、できるだけ早く処理しろと、酒持って行けと言われたとのことでした。

(全京都建設協同組合 藤田芳司さん)

「解同」を利用して圧力

私たちの白川の地はこれまで三階までという住民合意が守られていたのに、いま七階のマンションが建てられる計画ということで、対策委員会をつくつて反対運動をしています。

ところが業者の地元説明の時に見たことのない人が同席しているので業者にだしてみると、「あの人は暴力団」とか「同和の対策の人だ」と説明。今日はそんなことは関係ないと追及すると「あの人は解放同盟の副会長だ」とおどしてきた。こんなことは許せません。

(東山白川の町並みを守る会 岡田真弓さん)

全解連は

「確認・糾弾」はやらない！



「解同」などが「差別事件」と称しておこなう、「確認・糾弾」行為の主な矛先は、勤労国民に向けられています。そしてその「確認・糾弾」行為は、差別でないものまで「差別」にテツチあげ、「当事者」に対して多数で押しかけたり呼び出したりして、「その見解の表明と自己批判を求める」ものであり、相手の人権や人格を踏みにじり、身柄を拘束し、「解同」の言い分を受け入れるまで、脅迫・恫喝する私的制裁以外の何物でもありません。

したがって、全解連は、勤労国民のなかでの差別事象にたいして「確認・糾弾」という手段をとりません。

全解連が部落排外主義にもとづく「差別・糾弾」路線を批判するのは、その運動形態や方法そのものが基本的人権をじゅうりんし、民主主義に敵対する内容になっているからです。また、そのことが部落問題の解決手段に到底なりえないし、現実には部落問題解決に逆行するものだからです。

「解同」は最近、国民的批判をかわすために、「確認・糾弾」の場を公開にするとか、第三者に立ち会ってもらうなどと「手直し」を口にしてはいますが、彼らの「確認・糾弾」行為の本質はいささかも変わらず、国民の恐怖が弘拭できるわけがありません。また、どれだけ平穏をよそおつた、「確認・糾弾」であっても、この形態と方法そのものに問題がある以上、社会的に掃されなければなりません。

私たち全解連は、差別事象に対応する場合、①いかなる理由があっても相手の人権を侵害しない、②社会的常識と道義を遵守し、民主的態度で行動する、③広範な国民の支持を獲得する、ことを基本原則とします。したがって、私たちは、差別事象にかかわって集団による長時間にわたる詰問や、相手の身柄を結果的に拘束するようなやり方は一切とりません。この行為は「差別者」と称して相手の内心に踏み込み、結論を多数により強制し、特定の運動や路線に屈服されるものであり、教育、説得、納得などを基本とした民主主義的方法に反する行為であるのみならず、部落解放運動がもつとも重視しなければならない人間尊重の理念からも許されるべきものではないからです。

(差別事象にたいする全解連の方針より)

韓国に「部落解放同盟」の資格なし

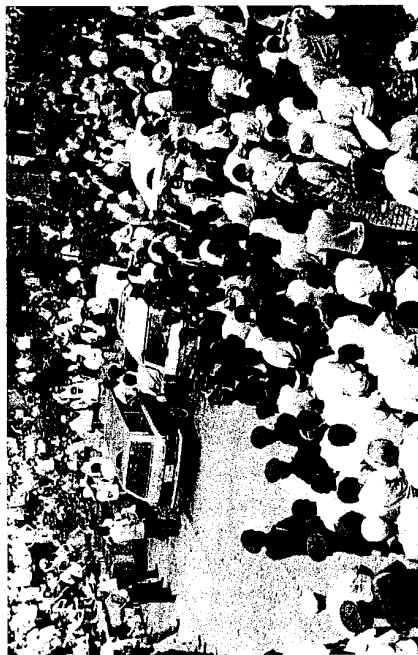
暴力は最大の人権侵害



▲1965年、全解連府連（当時解放同闘京都府連・委員長三木一平）の第15回大会をしゅう撃する解同員ら（京都都会館会議場一階ロビー）。この時、重傷をふくみ70数人が負傷



▲同上、会場を守る青年たちにおそいかかる解同（左側）



▲1969年、部落問題夏期講座をしゅう撃する解同。参加者30数名が重軽傷(京都会場ホール前中庭、不法にのり入れた雪伝カローの向う側が解同)

部落解放運動団体はいま

全国水平社の創立（一九三二年）以来、部落解放運動は六〇有余年の歴史をもっています。しかしながら、その運動団体もいまだ、大きく三つの流れに分かれていて、それぞれに異なった方針をもっており、運動のすみ方も対照的です。

部落解放同盟（解同）は、部落差別はいまなお拡大されており、市民の差別意識も根強く、同和事業はもとより同和教育もいつそう強化されなければならぬ、と主張して、同和事業の永続化と差別についての法規制を求める「部落解放基本法」の制定を要求しています。また、「差別糾弾」を運動の基本戦術であるとして、行政や市民にたいして威圧を加え、ときには暴力事件をひきおこしています。「差別糾

弾」で行政が屈伏させられたあとに残ったのは、行政のどまるところを知らない隅隅であり、それと表裏一体となつた解同一部幹部の利権あさりだけだつたわけです。

一方、全日本同和会や全国自由同和会などの保守派も、部落差別にたいする考え方や運動のすめ方は解同とほとんど変わらず、とくに京都では全日本同和会幹部がその利権あさりであり、ついで選擧されるなど、市民のきろし批判をあびていきます。

全国に数百もあるといわれる「えせ同和団体」も、このような不正・乱断な同和事業と一部運動体幹部の利権あさりを見習ったものといえます。

これに対して全国部落解放運動連合会(全解連)は、部落差別は基本的に解決・解消の方向をたどっているという立場にたっており、これまでも公

正・民主・公開・市民合意の回和行政を強く求めてきました。そして、現行の地域改革財団法の期限内に回和事業を終結させて、一般行政に移行させなければならない、と主張しています。また、市民の差別事象を解決するに当たっては「差別糾弾」といってやり方を全面的に否定し、相手の人格と人権を尊重して、あくまでも話し合いと説得によって処理されなければならないとしています。市民との連携と融合をはかりながら、「二十一世紀に差別をもとめこまない」といのが全解題のかかげるスローガンです。

このように、おなじ部落解放運動団体といっても大きな違いがあり、いずれが真に部落差別の解消に役立つ運動体であるかは明らかです。

中原京三（「追跡・元世同和行為」著者）

2
京都市が追認する
解同とは

「差別」を口実に 利権あさりの 数々

「漁業補償」の名による 利権あさり

解同府連委員長吉田明氏が京淀川漁協組合長に就任するとすぐ京都市・京都市との交渉を開始、開発行為に京淀漁協の事前協議、同意を得ることを府・市が業者に指導するよう迫りましたが、京都市は昭和五十九年に約束。その結果、漁業補償額が昭和五十七年八十万円であったものが昭和五十九年には千九百万円と二十四倍にはね上がりました。昭和六十年、六十一年度でも一億円には達するといわれ、民間の開発だけでなく、公共下水道にもひろがり歯止めがありません。金もいわれるままに支払うという仕組みになっており、「漁業補償を口実にした利権あさり」と批判の声が多く

「部落民」に仕立て脱税 利権集団同士で「泥試合」

利権の分配をめくって内紛がよくみられるのが解同の体質。「部落出身者でない企業主を「部落民」にしたてあげ、その脱税の「しりぬぐい」をしてやり、その返礼と

リクルート騒動の 前社会党衆議院議員
上田卓三 (解同大阪府連委員長) 氏いわく
「差別がなくなったら飯の食いあげだ」
(第二回選挙問題全国研究集会東京討論会から)

利権あさりの責任を転嫁する
ウソ、ひぼう発言
「……解放問題の向人かは問題を起こす人間が起つたのは事実です。けれども同和団体といわれている団体はほとんど暴力団関係者の人達であって、私達解放問題とは何ら関係はありません。……」
エセ同和団体の総会屋などというのは、みんなまこと九十九パーセントの者が強要出身者じやありません。在日韓国人の人達もあれば、ヤクザさんもおっているわけです。」
前京都市連書記長野口義郎の発言
(中部同和問題ニエースより)

して「三十数万円にはなる金品の授受がおこなわれた」と同組織の副委員長、書記長らの悪業を暴露する文書が、他の副委員長らによって明らかにされたこともありま

暴力団員から狙われる 解同京都市協野口議長

不動産会社にまた発砲

京都交関シャッターに2発

暴力団の野口議長
いかに暴行を繰り返す

狙われる不動産業者
また事務所へ銃弾
建設会社に銃弾の発射
組員が自供
京すばっ

暴力行為をくり返す エセ同和団体

「京都市は同和行政そのものを見直し、民間活力を導入し、崇仁地区都市計画を新たに立案すべき」「都市開発による部落解放」など、同和を語りながら不法行為を重ねている崇仁地区におけるエセ同和団体とそのグループは、一月二十四日、同メンバーら約五〇人が京都市役所に乱入、改良事業室部長を四時間半にわたって監禁するなどの事件まで起こしています。伏見工業高校での暴力行為など、部落解放とは無縁の利権集団で、京都市当局でさえ、運動団体と認めていません。このように解同の手口をまねたエセ同和団体、エセ同和行為が各地でひん発しています。

エセ同和行為の排撃を

エセ同和団体数はいまや二〇〇とも三〇〇ともいわれ「社会事件の背後に」「同和屋」あり、といわれるほどになっています。「同和」をかたづけた暴力や利権あさりは、長いあいだの部落解放運動の成果を台なしにするものであり、許すわけにはいきません。同和を口実にした暴力や不正・腐敗の一掃のため全力をあげます。

職業別就業者比率

同和地区	
専門的・技術的職業従事者	3.7
管理的職業従事者	1.1
事務従事者	5.7
販売従事者	12.3
農林漁業作業者	0.9
採鉱・採石作業者	0.1
運輸・通信従事者	3.5
技能工・生産工程作業者	29.7
単純労働者	29.7
保安職業従事者	0.4
サービス職業従事者	5.1
市職員	36.2
分類不能	1.3

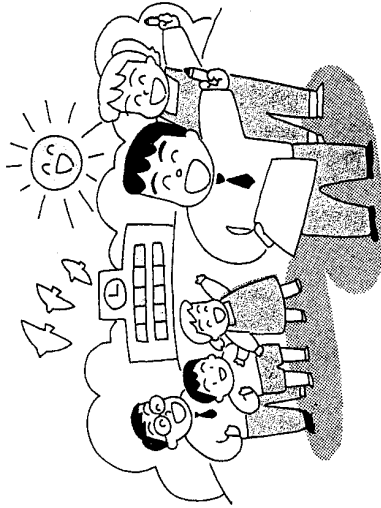
84年「京都市同和地区住民生活実態把握事業」より

市職員は三六パーセント

「一九七四年ごろの竹田深草地区の失業率は、同地区における労働力人口の27%を占め、失業者の60%が失対就労者であり、50歳以上の高年齢者が圧倒的に多く、失対就労者の7割以上を占めていた。

こうした高年齢層の中には、戦後30年間を失対就労ただひとすじに過ごしてきた者も少なくない。」（竹田深草区実態調査より）

という状況でしたが、84年、京都市の調査（但し全市によると左の表のように、市職員が36.2%となり技能、サービスなども増加してきています。



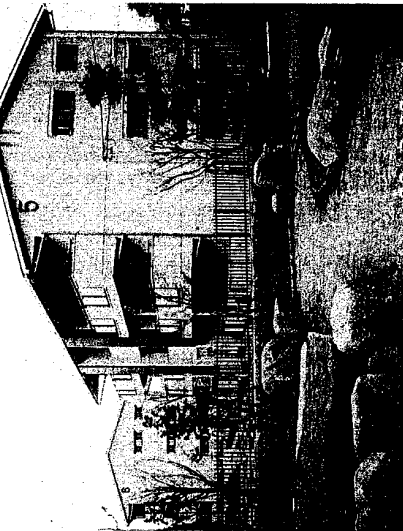
雇用問題についての提言

京都市は、一九七三年（昭和四八年）ごろから同和対策事業の一環として同和地区からの市職員への採用を進めてきました。

永年のこうした京都市の「雇用促進」対策の結果、同和地区住民の生活は大きく変化、向上しました。しかし、その反面、同和地区優先の雇用促進からくる弊害もはかりしれないものとなっています。たとえば、本来なら中高年層を対象とした緊急的対策でなければならぬ市職員への雇用の、今日では学校（高校）を卒業すると同時に同和地区住民の「特権」であるかのように就職先を市職員へと求め、依存する傾向がひろまっています。その結果、学校で学んだ自ら持つ能力や技術を生かし、発展的に伸ばすことができなくなっています。

私たち全解連は、京都市の現業職員における選考採用については従来の運動団体対応型の選考採用を改め、市民に採用のための基準を明らかにし、公正で、民主的に公募するよう提案します。

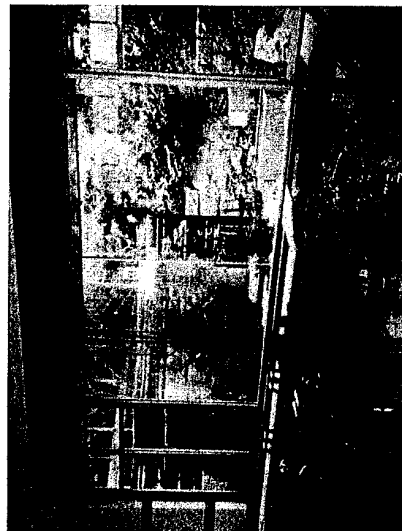
21世紀に差別を
もたせたくないために



▲辰巳地区改良住宅

部落問題解決へ 明るく展望

実態は変わった



▲庭園つきの改良市営浴場

ゆめにまでみた家が実現

「私その町内にアパートが建つ前、私ら親子は長屋に親夫婦と兄弟夫婦の子供二人と住んでいましたやろ、そら、狭いんで人の住むようなもんでなかったでえ。六畳二間に親夫婦と兄の親子が住んでいましたから、私ら親子は、しかたがないので裏に三畳ほどのバラックを建てて住んでいましたんや。」

「アパートが建って始めに入居した時は、六畳・四畳・三畳の部屋で、兄親子との二世帯でしたんや。」

「入つてみたら、いままで思っていなかった水洗便所や洗濯場があったんですよ。前の家では屋根から屋根へ洗濯ものが、のれんのようでした。今は、日当たりがよくくなりましたし、冬は暖かく夏は北から涼しい風が通ってました。」「まだ、ガスが引いてあるんで大変楽になりました。確かにこれまでは、安定所からの帰りに木を拾って、薪にしましたんです。」

（改良住宅入居者）



▲東正地区の学習センター

21世紀に差別を
もたさないために

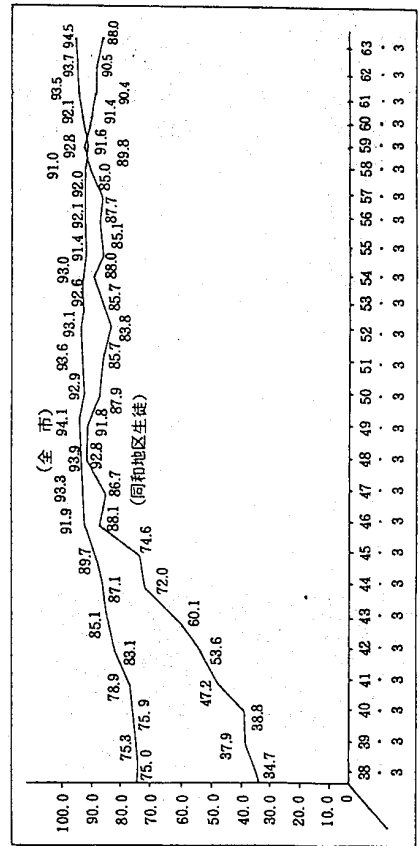
進んだ進学

実数は変った

京都市においても、不就学・長期欠席の克服など、経済的な理由で学校へ行けない児童・生徒が基本的になくなったのをはじめ、高校進学率の前進など、教育での諸課題をめぐる変化は、大きなものがあります。

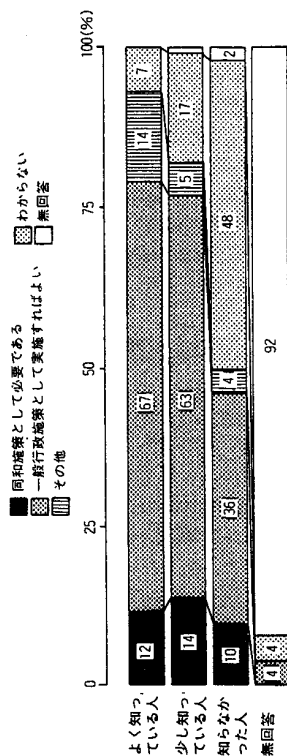
これは、部落解放運動の前進、国民諸階層の民主運動の高まりの中で、時代を担うべき青少年の課題が重視してとりくまれたこと。また、同和行政の中心的課題の一つとして教育問題が位置づけられたことなどによるものです。

全市および同和地区
高校進学率の変化



よく知っている人の67%は
特別な同和施策は必要ない」

知る人ほど「同和对策は一般対策で」



(「ねっとわーく京都」第8号(1988年3月1日発行)より)

同和行政を公開し、市民的討論を

京都市職員労働組合は、昨年九月、二〇歳以上の京都市民を対象に「市政評価」アンケートを実施し、本年三月その結果を発表しました。このなかで、京都市が部落差別の解消を目的とする同和行政をすすめていることを知らない市民が二〇%もありました。また同和施策としての「各種の給付制度」の存在についても「知らなかった」が二〇%以上に達しています。このような同和行政に対する評価の原因の一つには京都市行政と市民の間での情報・意見の交換の不十分さを指摘しなければなりません。

京都市の一九八九年予算は一般会計で約五〇〇四億となっています。このうち同和对策費は約一四二億が計上されています。市吏部局に働く市職員一万余名のうち直接同和行政にたずさわっている職員は約八〇〇名となっています。さらに同和研修一九八八年度実施は二二〇回、受講者数二二三〇名にのぼっています。この他に市議会に提出された資料によると運動団体との交渉懇談会等が二六〇回以上、職免・雇用もかなりの件数となっています。

また京都市は市民啓発として市民さんふん、各種ポスター・ビラ・市のあらゆる事業部の玄関等に「守ろう人権なくそう差別」など五つの標語をかかげています。このよ

うに同和行政は京都市の重点施策としてとりくまれています。多くの問題点をかかえています。

同和行政の目的と性格が今なお残存している部落住民に対する封建的身分差別の優あを早急に取除くために一般行政を補完してとられている行政上の特別措置であり、そのような特別措置を必要としな状態を一日もはやく実現させるための行政上の特別措置と考えるならば京都市の行政には多くの課題がありますが当面の問題として、まず同和行政の到達点と課題を単にスローガンにおわらせることなく広く職員、市民に公開し討論を保障することなど公正・民主・公開の原則を確立することです。

さらに運動団体対応主義や職員個人の力量や能力に依存する姿勢をあらため組織的責任を明確にした行政を確立することです。

最後に運動団体のみなさんに期待すること。はみなさん方のとりくみの成果や課題をもちと職員や市民に宣伝し共に考え、共通する課題で共同闘争としてとりくめるよう積極的な問題提起を期待します。

河内一郎(京都市職員労働組合委員長)

21世紀に差別を もちこまないために

京都市のめがんだ同和行政の是正を

■ 部落差別解消に役立つ同和行政を——全解連の提言

① 事業の是正を

同和行政は、改めて言うまでもなく、半封建的な身分差別の故に歴史的・社会的に立ち遅れた状況にあった同和地区（部落）住民の生活実態を、国民的生活水準に高めるために一般行政では対応し切れない諸課題について補完的に進められたものです。

住環境をはじめ、学校教育をつける権利の保障、就職など部落差別を含めて公然と差別制度を適用していた企業への規制、など、多くの点で前進が見られ、部落問題の解決へ、この間の同和行政、同和対策事業が果たしてきた役割を評価することになります。

部落内外の格差がなくなりつつある今、

却に追いつくことにもつて、同和行政を本来の一般行政の不可欠な補完する役割をはたかに越えた施策とし、市民の批判を受けています。

それどころか、「解同」追隨の同和行政が不正・腐敗の温床となり、市政全体を歪めるまでになっています。

これでは、差別を無くすどころか、「特別な存在…」としての、新たな差別意識を作り出しかねない…と、関係者の間でも真剣な議論があるところです。

このうちの中で、第一に、不正・腐敗を根絶し、歪んだ同和行政を是正すること、部落問題の解決にとって緊急の課題となつて

必要なのは、二十年間（京都市単独では四十年間）にわたる同和行政を根本的に再検討し、いま施行されている「地対財特法」の残る三年間、事業の総仕上げとして何をすべきかを明確にし、事業を完了することが最大の課題となっています。

② 同和行政をめぐる 不正・腐敗の根絶を

同和行政は、部落問題の解決に役立つ行政・事業であることが第一義的な課題です。ところが、今日まで進められて来た同和行政・事業の中で、この趣旨に反するものが数多く指摘されています。

補完行政としての明確な目標を定めず、展開された施策や、それをいかにして「取

ています。

③ 事業の点検・見直しと 市民合意の同和行政を

もう一つは、他の行政施策といつていい離して、同和行政を特殊事業として位置づけ拡大され続けてきた「同和個人給付」をはじめとする同和对策事業の中で「差別制」といわれるような状態をつくりだし、部落問題の解決のために最も必要で、市民の理解・合意を困難にしてきたことです。

このような矛盾を解消するためには、変化した部落の実態を踏まえて、同和行政の見直しを行い、部落住民の自立を促進し、市民が理解し支持できるものに改めていくことが必要です。

④ 自立と、国民的融合の促進

部落問題の解決にとって、最も大切なことは、同和地区住民が、国民の一人として、自らも責任を持つた生活力となること、周囲からも、なんのわけもなく共同の社会生活を営める状況をつくりだすことです。

そのためには、同和地区住民だけが、特別な法律や、行政施策にたよっている状態を放置することは、物質的・金銭的な利益は獲得できても、市民的・国民的な理解を

得るだけ取る」立場から、部落差別の根絶を求め「部落民以外は差別者」「差別の全責任は行政…」などと主張する、「解同」など一部運動団体の主張に行政側が無批



▲全解連田中支部主催の秋まつり

得て、部落に変わる偏見や、差別感をなくすことまで進めなければならない、「行政的に特別な施策を受ける社会集団」として新たな差別意識を生み出すことになりかねません。

全解連が主張し続けてきた「自立」の課題は、政府・市民協力福祉や教育予算の削減のために削られている「自立・自助」とは相入れないものです。私達が主張しているのは、同和地区だけの「特別施策」に傾きつつなく、憲法の民主的条項（基本的人権に關する）と並び、国民生活上の権利を守る条項）を基本とし、「国民として自分の力で生活できる権利の確立を主張しているのです。

⑤ 大切な交流の機会拡大

地域住民の自立の課題と、同和地域住民をはじめ、市民的・国民的な交流の機会を拡大することは、部落問題の解決にとって、最大の課題と言えます。

このことを実現するためには、日常活動において、いろいろな機会を通じて、共に行動し、交流を深めることだといえます。

同和地区内には、この地域をこころに思い、健康館、体育館、福祉会館などの施設があります。他の地域にないこの様な施設を、共同行動と交流の場にするところ、今日の重要な課題となっています。

全解連の主張 政府の文書・市議会 決議に反映

地対協の「意見書」や総務庁の「啓発推進指針」などは、「確認・糾弾」は、新しい差別をつくりだすものであり、行政はこれに屈服・迎合するのではなく、行政の主体性を堅持して、同和行政の見直しと部落住民の自立を促進することを強調しています。

京都市議会も一昨年十二月、「啓発指針等にもとづき、同和行政の見直しを」との決議をしています。

これらは、全解連が一貫して主張してきたことです。

差別は解消に向っている

現在では、同和地区と一般地区との格差は、平均的にみれば相当程度改善されたと、いえる。また、心理的差別についても、内外における人権尊重の風潮の高まり、各種の啓発施策及び同和教育の実施、実態面の劣悪さの改善等によりその解消が進んでいる。

(地域改善対策協議会議員書)

行政の主体性の確立

特に地域改善行政においては、この姿勢が貫かれなければ、新たな差別感や行政機関目くらが創り出すことになり、同和問題の解決に逆行する結果となる。

(地域改善対策協議会基本問題検討部会報告)

確認・糾弾は差別をつくる

確認・糾弾行為は、被糾弾者を大衆の前に引き出すことによつて、また、時には大勢で激しく非難することによつて、被糾弾者のみならず、一般国民に、こわいとい

う意識とともに、接触を避けた方が賢明という意識を助長している。

(地域改善対策協議会推進指針)

同和地区住民の自立と 同和行政の見直し

個人給付的施策の安易な適用や同和関係者を過度に優遇する施策の実施は、むしろ

本市の同和行政見直しを 求める決議

既に、昨年八月の地域改善対策協議会の「基本問題検討部会報告」と十二月の「意見書」に、更に本年三月、総務庁から「地域改善対策啓発推進指針」が示されるなど、国においても、同和問題の解決に向けて同和行政の見直しと適正化が進められようとしている。

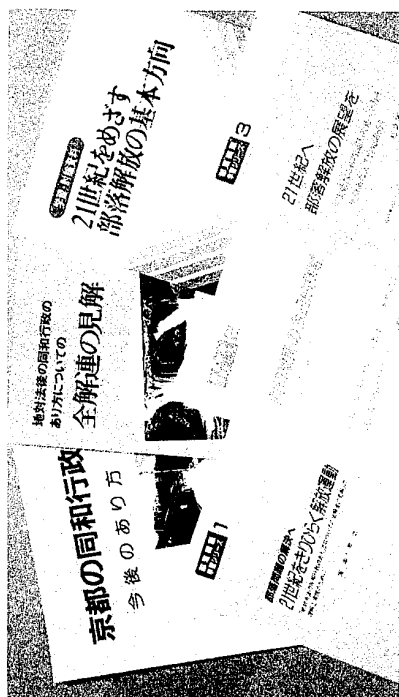
本市においても、昭和五十九年十月に京都市同和対策事業検討委員会の意見書を受けてきたところである。

また、今議会において同和行政にかかわる問題点が厳しく指摘され、本市の公正な行政執行が強く求められている。

よつて理事者は、「啓発推進指針」などに基つて、

- 一、職免・交渉・補助金の適正化(いわゆる三項目の遵守)
 - 二、保育料など個人施策の不公平の見直し
 - 三、体育館など施設の共同利用
- などの本市の同和行政見直しを早急に推進すべきである。
- 以上、決議する。

▲昭和62年12月21日、京都市議会本会議で全会一致で採択



「二十一世紀をめざす部落解放の基本方向」

◆部落問題は、封建的身分制に起因する問題であり、国民の一部が歴史的に、また地域的に蔑視され、職業・居住・結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害を受け、劣悪な生活を余儀なくされてきたことであり、今日なお解決されていない問題をいう。

したがつて、部落解放運動は、封建的身分差別の残りのものを一掃し、民主主義を確立するにたざないである。

◆部落問題がなお解決されていないのは、わが国において民主主義が成熟していないからであり、日米垣を資本がこの民主主義の発展を妨げているからである。したがつて、部落問題の解決は、独占資本と反動勢力の横暴な支配を民主的に規制し、民主主義を確立・推進するにたざないを前進させることに

よつて実現できる。

部落問題の解決すなわち国民統合とは、

- ①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、
- ②部落問題にたいする非科学的隠微や偏見にもとづく言動がその地域社会でつけ入れられない状況がくりだされること、
- ③部落差別にかかわつて、部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、
- ④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現することである。

部落解放の課題が基本的に解決されても、なお貧富などの諸問題は残される。われわれはひきつづき、労働者・農民・勤労市民など国民名簿の一員として、国民共通の諸要求実現のため奮闘しなければならない。

自立意識の向上と 一般対策の底上げを

一〇年間にわたる特別措置法のもとでの
同和対策事業の実施によって、部落の住環境
や生活実態にみられた格差は著しく是正
されてきており、なお多少の格差は残って
いるとはいえ、行政上の特別対策による格
差是正はすでに限界に近づいてきています。

たとえば高校進学率についてみると、一
九六三年当時には全国平均（六六・八％）
の半分以上（三〇・〇％）であった部落に
おける高校進学率も、特別対策の実施によ
って急速に上昇し、一九七五年にはその格
差も四・四％にまで縮まった。しかし、そ
の後も特別対策は継続実施されているにも
かわらず、格差は縮小せず、今日にいた
るまで四・七％の格差のまま推移してきて
います。

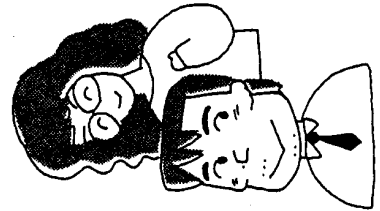
しかし部落における高校進学率は、同じ
自治体内でも部落によって著しく異なつて
います。周辺地域とほとんど変わらない進
学率を示している部落も少なくないだけで
なく、むしろ周辺地域を上回る進学率を
示している部落もみられるのに対し、同様
に特別対策が講じられているにもかかわらず、
依然として進学率が著しく低い部落も
存在しています。このことは、残存してい
る格差のすべてを短絡的に部落差別と結び
つけ、部落差別の結果であるとは言えなく
なっていることを示しています。

特別対策によって進学率の格差をなくす
ための条件整備を行なうことはとても、

それを生かしながら部落住民の主体的な力量
（自立意識の向上など）なしには格差の完
全な解消も、部落問題の解決もありませ
んが、そのための自主的な取り組みの有無が
子どものしつけや学力、したがってまた高
校進学率の差を生み出す主要な要因となっ
てきています。

また、部落差別と直接かかわって残存し
ている格差（たとえば中高年齢層における
不安定雇用労働者の比率の高さなど）であ
っても今日ではすでに、同和対策という特
別措置でそれをなくすることは極めて困難で
あり、一般対策の底上げのなかでしかその
解決は実現しえなくなっています。以上の
ような部落問題解決の到達段階からみるな
らば、格差が完全になくなるまで、あるい
は格差が少しでも残っているかぎり、同和
対策事業を継続しなければならないという
議論は、もはや成り立ちえなくなっている
と言わなければなりません。

杉之原 繁一（神戸大学名誉教授）



子育てで 家庭と地域の共同を

最近も高校を中退した少年たちによって女
子高生を監禁殺害するということが起き、
子育ての難しさに心を痛めている人々の間
で、あらためて深刻な関心をよんでいます。

親から叱責を受けた中学生が、両親と祖
母を殺害したという昨年の事件も、なお、
記憶に新しいところです。

こうしたことが起こると、いまの学校教
育に問題があるとか、親の子育てが悪いか
らとか、などといったことがしばしば指
摘されます。

それぞれに指摘されなければならないこ
と、また反省すべき点があるとは思いますが、
こうしたことが起きる要因は、複雑に
からみ合っていて、単純ではありません。
それを一面的に、短絡的にとらえることは、
問題のありかを見失ってしまうことにもな
ります。

もともと、子育てとか、教育といった
となみは、①子どもの伸びようとする努力
と、②これを絶えず励まし、促そうとする

親・家族の努力と、③こうした努力に応え
ようとする個々の教師、また、学校として
の組織的な努力とが、あい呼応してこそ成
り立っていくものです。

子育てにかかわって、困難な問題にぶつ
かった折りに、それぞれが他人のせいにし
ている限り、問題を解決していく糸口をみ
つけることはできません。

とくに、親の場合には、未成年である子
どもたちの行為について、よいことであれ、
悪いことであれ、親としての責任をまぬか
れることはできません。他人まかせで、子
どもがしつかり責めはすがありません。

今回の問題は、あらためて子育て、子ど
もの自立を促していくうえでの親としての
重い責任というものを問いかけているよう
に思います。

親は、子どもを生んだからといって、す
ぐさま一人前の親になれるものでもなく、
子どもを育てることを通して、おたがいが
せいといっぱいの力と、知恵をだし合い、お

たがいを支え合ってこそ、ほんとうの親、
夫婦になつていくのだと思います。

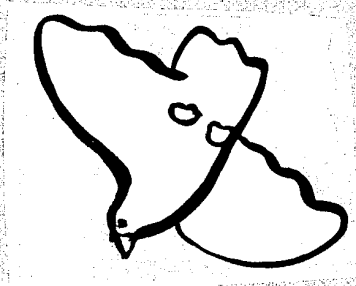
子どもは、育つていく過程で、いくつ
かのふし目を通っていきます。そうした折
り、かならずといってよいほど、親と子ども
の間で、心のかっとうが生まれます。親と子
どもの間でくいちがいや対立がおこること
はあたりまえのことです。

そんな時、叱責やおどかしを繰り返して
みても解決できるものではありません。お
たがいの思っていることを納得いくまでと
ことんだし合つて、子どもは、親のほん
とうの気持ちを、親も子どものほんとうの心
のうちをつかもうとする努力がいります。

それにつけても思うことは、子育てのこ
とや家庭内のことなどで、同じ悩みをもつ
親同志が励ましあい、解決策をさぐる努力
をしていたら、今回の事件も未然に防ぐこ
とができたろうにということです。

それは、子どもだけでなく、それぞれの
親の自立にかかわることでもあります。ま
た、民主的な職場や地域をつつていくこ
とにもかかわることでもあります。

大同 啓五（全国同和教育研究協議会副委員長）

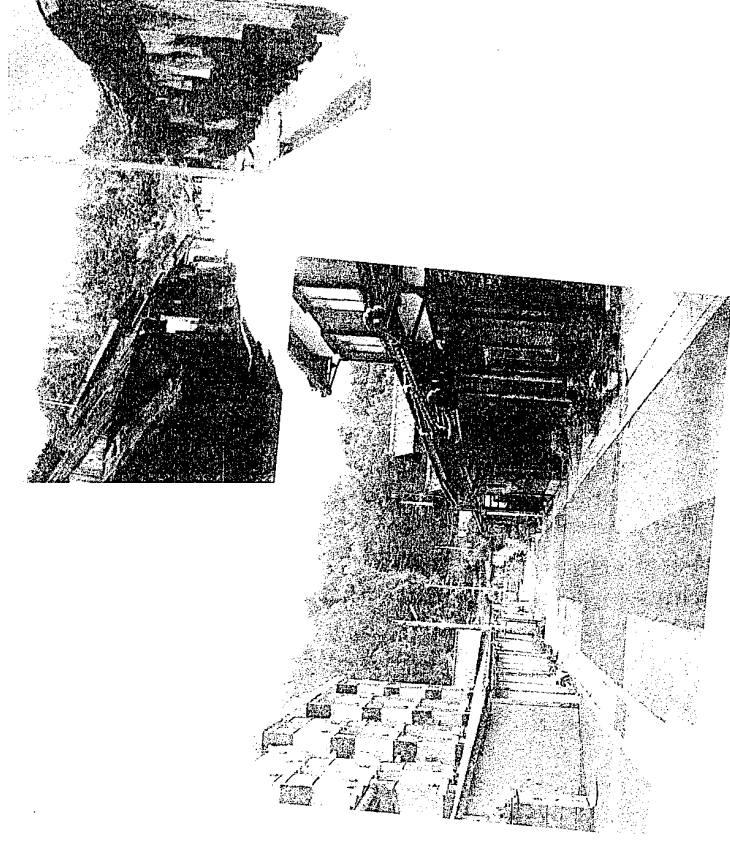


1989年6月
発行 京都府部落解放運動連合会京都市協議会
京都市左京区田中上五郎町17-1
京都府問題総合センター(みかげ会館)内
TEL (075) 791-8141 附

定価 300円

京都の同和行政

今 後 の あ り 方



全解連 京都府部落解放運動連合会



部落差別を二十一世紀に もちこさないために

全解連京都府連委員長 藤谷 義兼

同和对策事業特別措置法いらい十七年、部落解放運動や住民の努力、国民の協力と同和行政、同和教育などのとりくみによって、部落差別は解消にむかって、大きく前進してきました。

そしていま、地域改善対策特別措置法の期限を一年後にひかえて、同和行政のあり方をめぐって、さまざまな議論がされています。

自民党総務会は四年前、「地域改善対策特別措置法の延長はありえない」と確認しているところとえられています。

「部落解放同盟」は、同和对策事業の永続化と差別の法規正によって部落の固定化と利権あさりをつづけようと「部落解放基本法」を要求し、京都の財界や反動勢力のあとおしをうけて、差別解消に逆行するところをつよめています。

国民の合意と支持をえて、部落問題の早期解決をはかる同和行政が、それとも、国民を敵視、分断し、差別を固定化させる同和行政か——重大なわかれにきていますといえます。

全解連は、部落差別が解消に向って大きく前進した今日、部落住民の自立と国民の融合を促進するために、住環境整備事業など早期に完了させるとともに、事業と対象を限定化し、一般行政に移行するためのきん定的経過措置としての、時限立法を要求しています。

これは、国民の合意のえられるものであり、部落問題の解決を促進する唯一の道であると確信します。

逆流を克服し、部落住民の自立を促進して、部落問題の一日も早い解決のために、全解連は全力をつくす決意です。

事業の完了と自立・融合めざす

全解連の要求

私たち全解連は、同和行政は部落内外の格差是正が目的であり、一般行政を補完する特例措置という位置づけのもとに、残された課題を達成するため、自立と融合に役立つ事業に限定化し、一般行政に移行するための経過措置という性格をもった「事業の完了と自立・融合をめざす新たな時限立法」を要求しています。

① 環境改善事業の進捗にアンバランスがあります。また、地対法期間内に達成されない事業など一定地域に残っており、この完了まで国庫補助を行う過渡的な経過措置が必要です。都市大型部落の一部や、同和人口比率の高い市町村、財政難のため事業計画がたたぬ地域については、必要な事業と対象地域を特定し、国庫補助率を現行の三分の二より以上とする特例措置をもうけること。

② 今後の同和对策事業として、就労対策、産業対策、教育対策などは、な

お一定期間必要です。

③ そのため法律による保障を、五年以内とすること。

④ 国は第一義的責任を果し、地方自治体の超過負担、これにともなう膨大な負債を解決すること。

⑤ 地方自治体が独自に実施している社会福祉などのための個人施策については、属地主義をつらぬき、所得制限を導入して、国民的合意をえられるよう是正すること。また、これらの中には、一般行政へ移行、適正化すべきものが少なくない。こうした事業については住民合意をはかって三年以内に是正をするよう政府に強力な指導を求める。

全解連は以上の事項を地対法後の同和行政についての要求として掲げ、この実現に全力をあげます。

同時に同和对策事業の早期完了・終結のためには、一般行政水準の向上が不可欠であり、この点で地域内外の共同の運動をつよめるものです。

目次

部落問題を二十一世紀に
もちこさないために

事業の完了と自立・融合めざす
全解連の要求

大きく変った部落の環境

減った不就学、高まる進学

就職機会の拡大すむ

国民の民主的意識の前進

国の第一義的責任を

個人施策の見直しと

自立をうながす同和行政を

京都の同和行政のいま

「解同」ベッタリ、不公正への逆流

利権と横暴の野放し

同和会・ニセ「同和団体」を
育成する京都府政

解同の「差別規制法」「部落解放基本
法」は差別を固定化するもの

【資料】 映画「部落こころに生きる」
についてのわれわれの見解

差別をなくするためには

部落差別をなくするためには、同和地区のわるい住環境や不安定な仕事、教育のおくれなどを、周辺の人びとの平均的水準にまでたかめ、部落内外の格差をなくすること。

同和地区出身だということを理由に、それらの人びとをききずんだり、つきはしきする人間関係をなくすること。

そして、同じ国民としてわけだてなく、手を結ぶあい、連携し、社会の進歩と発展のために、共同しあえる状態をつくりだすことです。

そのためには、行政のとりくみ、国民の理解と協力、部落住民みずからの努力があらまうてこそ、差別解消に前進することができまうす。

同和行政の役割

同和行政は、部落内外の格差をなくすためのもので、格差がなくなるまでのあいだ、一般行政をおきながらとられる、特別な措置です。

したがって、格差がなくなるにともなうて、事業も、その対象となる地域や住民もへっていき、一般行政の水準の向上にともなうて、やがて同和对策はなくなっていくものです。

格差が解消ののちも、ひきつづき同和对策をつづけるなら、周辺地域のつりあいをかき、差別を固定化させることになります。

大きく変った部落の環境



京都における住環境整備事業は、故三ノ川知事が、部落の実態をみて歩くなどして、地方改善事業としてはやくからとりくまれてきました。

その後、同和対策事業特別措置法ができた昭和四十四年から五十九年までに、京都府下(京都市を除く)で、住環境整備事業につかわれた予算は、一千六十八億四千万円。「もうやることがなくなった」といわれる地域もかす多くできています。同和地区の住環境は大きく改善され、みちがえるようになりました。

「実施計画」の早期完了、調和のとれた町づくりを

京都府同和対策室が、昭和六十年にまとめた「京都府同和対策総合計画実施計画」(京都市を除く、物的事業のみ)によっても、住宅・道路・公共施設・農地の

基盤整備など物的事業では、地対法の期限内に完了するところがほとんどで、地対法以後二年間(昭和六十三年三月まで)完了するところが九市、十八町となっています。

府や市・町は、部落住民をはじめ、広く住民の合意をえて、この計画を早期に完了させることが、まず第一の課題として求められています。

地域内外の共同利用を

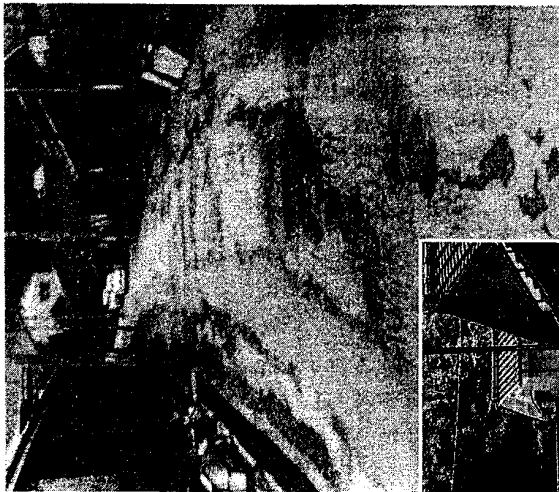
同和地区には、隣保館、教育集会所、児童館など百十の公共施設があります。これらの施設を、一部特定の運動団体が占拠し、同和地区住民でさえ自由につかえないという実態が一部にあります。また、一般地区住民の利用を排除しているところもあります。一部特定団体の占有をゆるさず、同和地区住民はもとより、

広く市民に公開し、部落内外の交流と相互理解を深めあう場として、共同利用をすすめる必要があります。

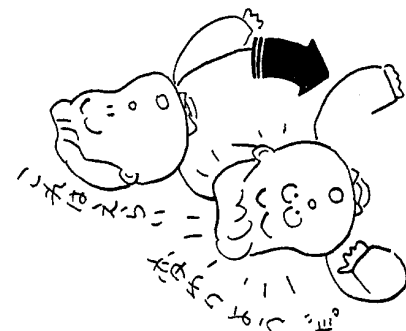
「受益者負担」の軽減を

基盤整備事業などでは、同和対策事業として実施するためには、きびしい制約があり、一般地区住民には多額の「受益者負担」がかかるため、部落内外で矛盾をうみだしています。こうした矛盾を解消するためには、同和対策事業の採択規程を拡大するとともに周辺地区住民の負担を軽減する措置をとる必要があります。

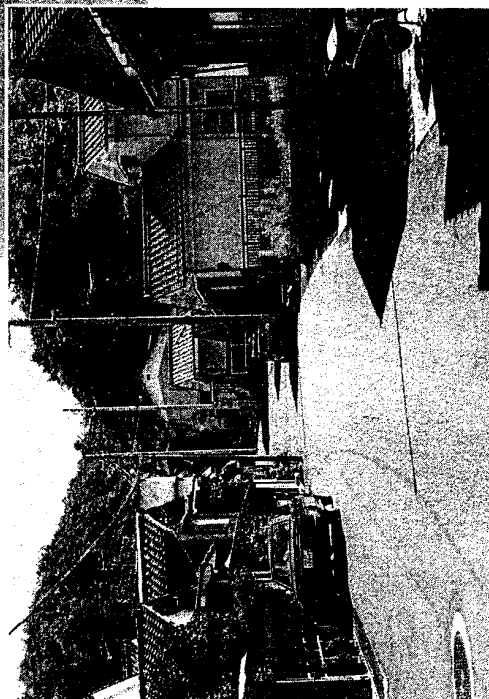
「実施計画」の完了後にでてくる住民の要求——住宅のたてかえ、道路その他の公共施設の維持・管理などについては、一般行政の中で、行政の責任において解決すべきです。



昭和四十年頃の舞鶴市A地区



改良がすすんだ現在の同地区同所



京都府が発表した「同和対策実施計画」から(京都市を除く)(単位:千円)

事業別	44 ~ 59	60	61	62	63
労働・産業対策	52,217,907	6,506,913	8,725,173	707,917	
教育対策	27,486,580	2,513,273	2,807,756		
福祉・保健対策	16,752,089	2,264,810	2,191,716	160,000	
環境整備対策	106,842,082	19,400,502	22,477,141	2,598,868	866,773
人権対策	301,663	129,126	137,731		
その他対策	7,053,759	2,710,246	3,013,038		
計	210,654,080	33,524,870	39,352,555	3,466,787	866,773
非物的事業を含む					4,333,560
(地対法期限)					市町の計画をひろいあげたもののみ物的事業のみ

●人権対策は、昭和57年以前は対策別項目としてたてていない

減った不就学、高まる進学

●子どもたちに夢を与える教育を

どの子にも、ゆたかな教育をうけさせたいと願うのは、親の共通した思いです。昭和三十年当時、ある地域で、高校へ進学する子がはじめてでたとき、その地域みんなで、赤飯をたいて祝ったということが、いまだに語り草になっています。それ程、進学させるということは、部落住民の共通した熱い思いでした。

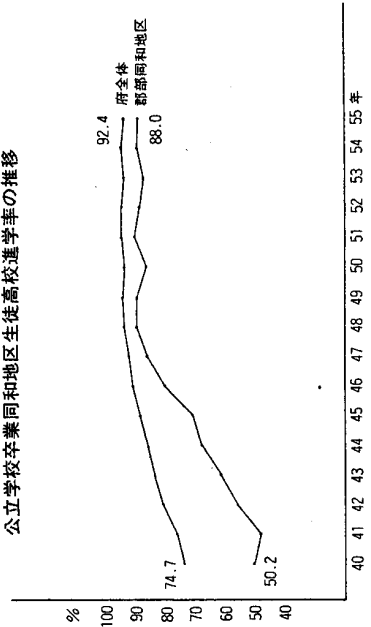
すすんだ教育機会

昭和四十年、親の願いと運動の中で、高校進学奨励費が制度化されました。その結果、経済的理由で進学できなかった人びとは、未来に大きく夢をふくらませ進学率は急上昇をしました。当時は府下全体で七四・四名の進学率に対し、同和地区の場合は四五・三名であり、その格差は二九・一名もありました。それ

が六十年には、全体で九四・五名に対して同和地区が八七・三名となり、格差は七・二名にまで接近し、経済的理由による不就学や進学困難は、基本的に解決されたといえます。

府下全体の傾向でもありますが、部落の進学率にも停滞もしくは後退の傾向があり、格差も一定のところまで足踏みしています。また、中途退学もふえていることが問題になっています。しかし、これらの現象は、どの部落にもみられるものではありません。また、経済的理由によるものとも思われません。高校の収容能力の不足、差別・選別の教育、“受験戦争”などによる重圧、地域の教育力の低下、家庭や生活のくすれ、「高校をでたからといって……」などといった、あきらめなどがかさなりあって、未来への展望がうばわれているところに、根本原因があります。

公立学校卒業同和地区生徒高校進学率の推移



「入試特訓」で問題は解決しない

一昨年、高校制度改革をまえにして、

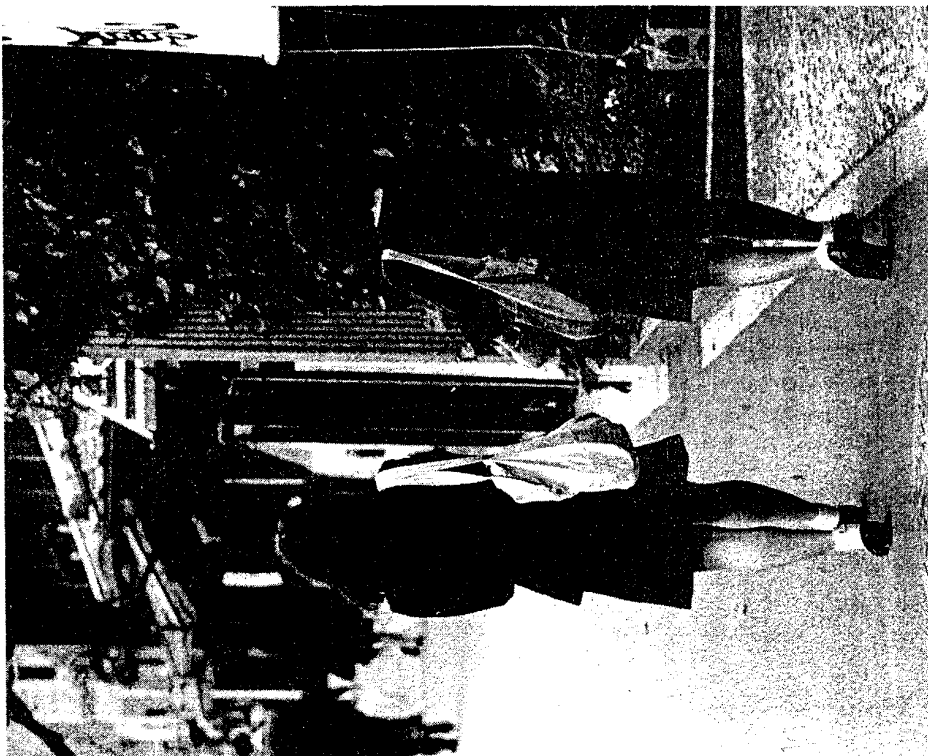
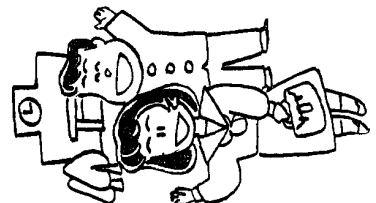
同和地区の進学率がおちこむことをおそれた府教委は、同和地区の進学希望者のうち、公立高校を受験しようとする生徒だけをとりだして、「入試特訓」をやらせました。府教委のこの計画は、部

落内外の子ともを分離するだけでなく、部落の子とも同志を差別し、対立させるもの——として、全解連や父母、教職員組合などから反対をうけ、ついにはひっこめざるをえなくなりました。このような「進学率至上主義」では、問題の解決にはなりません。

35人学級実現 高校の増設を

どの子にもいきとしいた教育ができるよう、職員の増員と三十五人学級の表現、生徒数にみあう高校の増設など、教育の条件整備こそ、いま行政にもとめられていることです。

同時に、家庭と地域の教育力の充実、お互いはげましあい、たかめあい、助けあう民主的な子ども集団の育成など、地域の父母の努力とあいまってこそ、解決されるものです。



就職機会の拡大すむ——問題多い中高年

●産業振興対策を抜本的に

仕事の面でも、就職差別をなくする民
主勢力のとりくみの前進、進学率の向上
などともあいまつて、専門的・技術的職
種など、多様な職業に進出し、安定的就
労も若い層ほど高い比率をしめてきてお
り、全体の就労状況も全府平均に近づき
つつあります。

しかし、四十五歳以上の世代では、部
落の常雇労働者は四十八・一％で、半数
にも満たない状況です。この世代の人の
多くは、教育も十分うけられず、就職差別
もきびしかったこととも重なりあって不
安定な仕事が多く、しかも今日、中・高
校生をかかえた年代でもあります。

国の失対事業の削減・廃止計画の強行
は、失対就労者の多い部落の中・高齢者
の仕事と生きがいをうばい、失業を増加
させることは明らかです。

府下の部落で大きな比重をしめる農村
でも、農業所得は低下の一方をたどり、

部落の農民の九五％は兼業となっていま
す。これらの人びとは、農業だけでは生
活できず、多くは労働者として働らいて
います。そして、臨時・日雇いなどの不
安定な仕事を余儀なくされています。

こうしたことから、中高年の雇用対策
—技能修得のための援護制度、農村にお
ける産業就労対策は、なお一定期間必要
だといえます。

中高年・産業対策の充実を

国の失対事業の削減・廃止に反対し、
事業団など公的就職機会の拡大をはかる
こと、農村部における産業・就労対策に
ついても、部落だけに限定したものでな
く、その自治体における一定広範囲な、
産業振興対策として、部落内外の共同の
事業として、地域の実情にあった対策を
つよめることが求められています。

これらの状況は、部落だけにみられる

特異性ではなく、府民全体のおかれてい
る状況でもあります。また、地域性のち
がによって問題の内容もことなってい
ます。

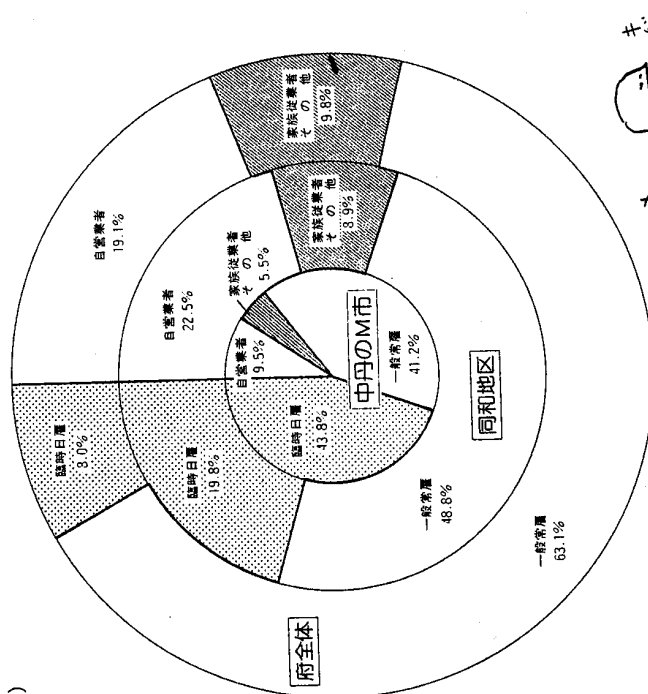
仕事確保をもとめる共同を

労働や産業の問題は、同和対策だけで
解決できるものではありません。農業や
中小零細企業をつぶしていく国の政策そ
のものをかえていくことなしに、根本的
解決ははかれません。そのことは、授産
場や加工場など、同和対策としてとりく
まれてきた事業の多くが、「閉店休業」
状態になっていくことをみても明らかで
す。地域ごとに、具体的な対策を構しつ
つ、国の政策に対決していく自治体の姿
勢と、仕事確保をめざす部落内外の住民
の共同の運動が重要になっています。

近づきつつある就業状況(郡部)

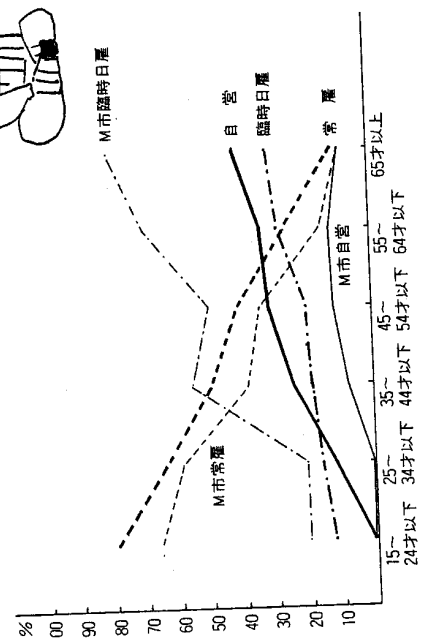
外側—府全体
中—同和地区全体
内側—中丹のM市

※右の図は、全体として府民の就業状況に近づきつつあ
ることをしめしています。
※しかし、臨時・日雇など不安定な仕事が多多く、と
くに中丹M市は「特定不況都市」に指定されており、
全体として図のような状況にあると考えられます。
※下の図は、上の図を年齢別にみたものです。M市の場合、
35才以上になると不安定就労が急激に増加、この地域
ではとくに、産業振興、中高年者対策の重要性をしめ
しています。



太線—府下同和地区全体
細線—M市同和地区

同和地区の年齢別就業形態



国民の民主的意識の前進

●暴力的確認・糾弾・おしつけ同和研修こそ差別をのこす

部落問題を考えるとき、「差別は絶対になくならない」「意識をかえるのは短い期間では無理だ」といった意見がよく聞かれます。また、「いまだどんなときに差別がありますか」ときけば、多くの人が「結婚のとき」とこたえます。

国民融合全国会議が、一九七九年に発表した調査報告によると、七十歳以上の年代では、地区内同志の結婚が六六・七％、地域内外の通婚が十一・一％となっていますが、二四歳以下のそれは、十四・八％に対して五五・六％となり、その関係は逆転しています。国民の民主的意識は、ここまで前進しています。

そのことは、一九八三年に京都府がおこなった、同和問題についての意識調査の結果でも、部落問題の解決に「できる限り協力したい」「差別しないようにしたい」が六五・五％とめられていることでも明らかです。

「差別事件が激発している」と一部で

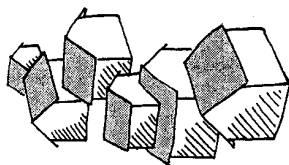
いわれています。しかし、差別でないものを差別とタッチあげたり、出所不明の殺害や落書きの類が圧倒的です。兵庫県篠山のよう、「解同」支部長の「自作自演」と思われるものも少なくありません。

同対協の意見具申は、「意識の潜在化傾向については民間運動団体による行き過ぎた、いわゆる確認・糾弾がその原因となっている」ときびしく指摘しています。

社会教育(社会同和教育)は、住民みずからの自発的・自主的な意思にもとづいてやらなければならない。これをばげまし、条件を保障するのが行政の役割です。

同和研修の回数や時間数を自慢しても、それは問題の解決にはなりません。

まして、一部でやられているおしかけの「訪宅研修」などで、人間の意識をかえることはできませんし、重大なプライバシーの侵害にもつながるものです。



国の第一義的責任を

●大型部落・同和人口比率の高い市町への財政的特例措置を

同和对策事業にかかわる財政負担について地域改善対策特別措置法では、国が三分の二、地方自治体が三分の一となっています。

国の消極的姿勢から、単価が低くおさえられたり、国庫補助対象がきびしく限定されているため、この負担割合は逆転し、実質国が三分の一、地方自治体が三分の二の負担割合合いとなっています。

とくに住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金などは、その制度的欠かんから、正常に返済があっても、貸付額一千万円で市町のもちだしが三八〇万円となり、ばく大な自治体の赤字としてのこります。一昨年から国が一定の改善策をとったものの、人口比率、貸付件数、財政指数など、さまざまな制約があるため、根本的には解決されていません。

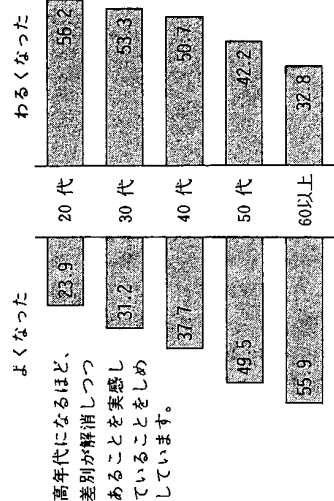
国の消極的姿勢から同和对策事業の計画のおくれや地方自治体の財政難に拍車

をかける結果となっています。

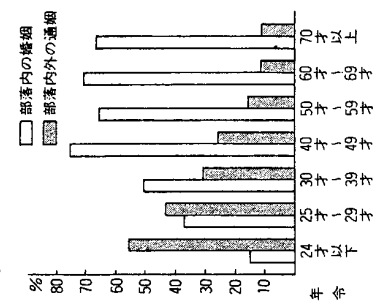
さらに自治体行政の主体性のなさから、同和对策事業の肥大化をうみだしているところでは、これが一般行政を低くおさえる役割すら果たして、部落住民と一般地区住民の対立をうみだしています。

同和对策事業を早期に完了させるためには、国の補助単価や採択規程などを実情にあったものに、大型部落や同和地区人口比率の高い自治体への財政的特例措置を国に実施させることが必要です。

部落住民の地区外住民とのつきあいにについて「10年前とくらべてどうか」の質問に対する、部落住民の年代別回答状況

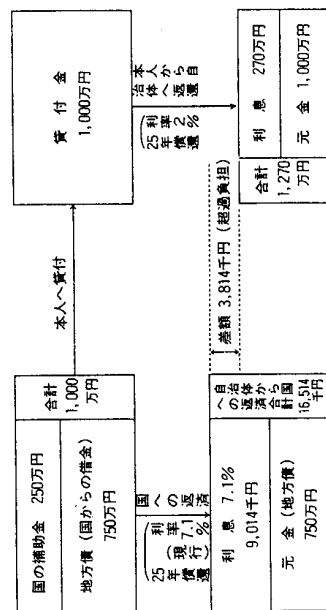


年齢別にみた結婚形態の推移



住宅新築資金等のしくみ

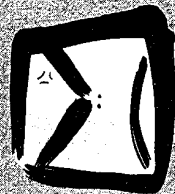
●わかりやすくするため、貸付金を1,000万円とした場合の自治体の超過負担を計算したもの



③

京都の同和行政
この8年

「解同」ベツタリ 不正への逆流



殿

昭和 年 月 日

京都府京都市八木町字北郷
八木町立東部文化センター内
TEL (0774) 2-4378
TEL 629-01

地名認識を奨励しよう。
狭山両書を奨励しよう。
特種法強化改正要案基本
法制定を奨励しよう。

行政糾弾斗争
(中間報告)
特集

特集

解放新聞六区版 12/25
第10号
京都府京都市八木町字北郷
八木町立東部文化センター内
TEL (0774) 2-4378
TEL 629-01

特集

▲関係館などの占拠の実態をしめす封筒、「解放新聞」(住所に注意)

ている実態が、各所にのこされ、放置されています。

おしみなく送る支援金、ムダ使い

「解同」が、そのあやまった考え方に
もとずいてつくった映画(部落ここに
生きる)に対して府は、二千万円の
補助金を支給、それを一本三十万円で買

民主府政時代、公正にすめられてい
た同和行政も、いまは「解同」の不当な
要求をそのままとりいれて、不正への
逆流へと大きくふみだしています。

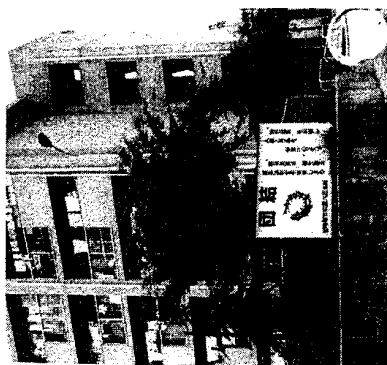
暴力・利権集団と合体

京都府政は、「解同」の「部落解放基
本法」に全面的に賛成、「府民運動実行
委員会」の名譽会長と副実行委員長に、
知事・副知事が名をつらね、諸集會への
動員、ビラ配布、署名集めなど、「解同」
と一体となって行動しています。これは、
憲法や地方自治法に反することであり、
行政の「主体性の確保」を強調した地対
協の意見具申にも反する無法な行為です。

不正を放置

いとり、市町村などにも売りつけました。
しかしこれは、中味も事実と反している
など、問題点も多く、全解連や府民の批
判をうけて、一般公開をストップ。「京
都の部落史編さん事業」と称して、府は
六一年度までに、約六千万円を「解同」
に補助。出された書物はわずか三冊。三
千万円もかけてつくったライセンサ
ーが、三年間もだれも使わず放置されたま
ま。その上、利用体制も不十分でフル稼
働の見込みのない農産物加工場に一億四
千万円もかけて建設するなど、「解同」

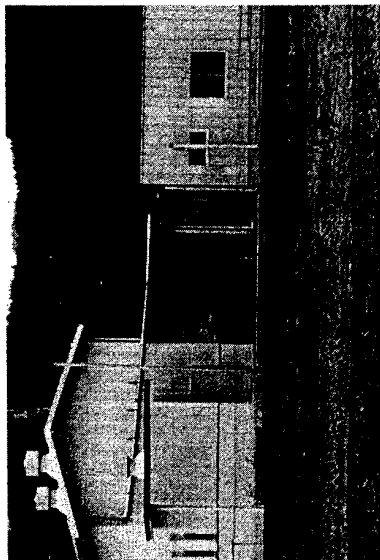
同和地区にある隣保館、その他の公共
施設は、考え方や所属団体のちがいに
かわらず、すべての住民が自由に使える
ものでなければなりません。全解連は、
これらの改善をもとめてきましたが、い
まだに「解同」がこれらの施設を占拠し



▲府営住宅敷地を占拠する「解同」の看板

の要求、なかでも土産業者の要求にこた
えたムダ使い。

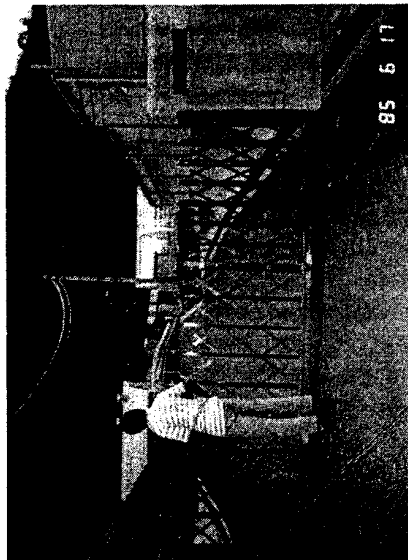
同和地区の中小零細業者の経営の安
定・向上のためにおかれている経営指導
員(六十年年度予算八千九百万円)は、京都
商工会議所に六名、京都商工会連合会に
八名、計十四名が配置されていますが、
実際には一名が商工会議所に、一名が商
工会連合会に、あとの十一名は「解同」
の事務局に常駐、「企業連」や「解同」の
専従として、税金や融資のピンハネを放
置しています。



三年間一度も使われたことのない校部のライセンサター



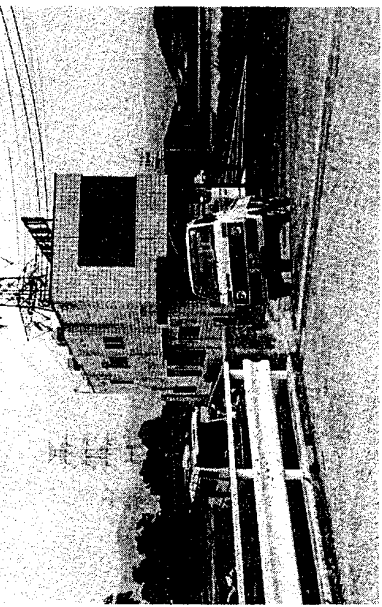
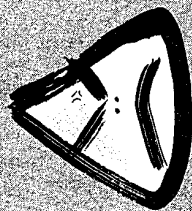
府市町あわせて2億4千万円の補助金でつくられた「京都の部落史」



84年度785万円の赤字をだしている城南町農業総合施設

京都の同和行政
この8年

利権と横暴の野放し



▲市街化調整区域に建てられた「解同」田辺支部長所有の建物

解同田辺支部長の暴行

「違法建築に処罰を」と住民ら

「解同」田辺支部長が、京淀川漁業協同組合の組合長に就任。それ以後、「漁業補償」という名の「たかり」はやり放題。補償対象は淀川水系全体。水系をいすすむ「学術研究都市」建設など、河川汚濁を理由にして、府・市・国の公共事業や民間の開発工事には、のきなみ対象に。この結果、獲得した補償金は八四年度で約一千八百万円。八五年の事業計画では、「補償金」として三千八百万円を見込んでいます。

中川多平(「解同」田辺支部長)は、同志社移転にからんで利権をあさる一方、市街化調整区域内に無許可で不法建築。これらは重大な社会問題となつていますが、指導すべき京都府はきわめて弱腰。

「学研都市」にからむ
「ゆすり」「たかり」

一九八三年二月、漁民でもない吉田明(「解同」府連委員長)が、京淀川漁業協同組合の組合長に就任。それ以後、「漁業補償」という名の「たかり」はやり放題。補償対象は淀川水系全体。水系をいすすむ「学術研究都市」建設など、河川汚濁を理由にして、府・市・国の公共事業や民間の開発工事には、のきなみ対象に。この結果、獲得した補償金は八四年度で約一千八百万円。八五年の事業計画では、「補償金」として三千八百万円を見込んでいます。

中川多平(「解同」田辺支部長)は、同志社移転にからんで利権をあさる一方、市街化調整区域内に無許可で不法建築。これらは重大な社会問題となつていますが、指導すべき京都府はきわめて弱腰。

解同が同志社移転で暗躍 漁業補償の名で「たかり」

「学研都市」建設による影響
漁業補償の名で「たかり」

「学研都市」で利権狙い

同志社移転、公共工事などを対象に

補償問題タテに妨害

同志社田辺移転工事・吉田氏

漁業補償の名で「たかり」

同志社移転、公共工事などを対象に

昭和四十五年 部路解同野系支部 会計決算報告書			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
前年度繰越金	700,472	前年度繰越金	1,050,600
支部金	672,000	支部金	400,000
企業金	280,000	企業金	280,000
会費入金金	21,656,480	会費入金金	1,325,450
税対策金		税対策金	1,367,402
カンパ		カンパ	678,226

◎昭和四十三年一月三十日以降
大阪国税局長と解同中央本部
及び大企業連との確認事項

国税局として同和対策措置法の立法化に努める
同和対策撤除の必要性を認め、租税特別措置法
の法制化に努める。その間の処置として、局長
総限による内部通達によってそれにあてて、局長
企業連が指導し、企業連を窓口として提出され
る日、竹田とわす自主申告については全面的
にこれを認める。ただし内容調査の必要ある場
合には企業連を通じて企業連と協力して調査にあ
たる。

昭和四十五年 部路解同野系支部 会計決算報告書			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
前年度繰越金	700,472	前年度繰越金	1,050,600
支部金	672,000	支部金	400,000
企業金	280,000	企業金	280,000
会費入金金	21,656,480	会費入金金	1,325,450
税対策金		税対策金	1,367,402
カンパ		カンパ	678,226

▲税金のピンハンをしめす「解同」支部決算書
大阪国税局と「解同」の確認

「解同」の「差別規制法」は差別を固定化するもの

「部落解放同盟」は、地対法以後、「部落解放基本法」を制定させようと、策動をつよめています。これに対し、京都府、京都市をはじめ、多くの自治体が、「実行委員会」の構成団体となり、主要な役職につき、諸行動への職員や住民の動員、ビラまき、署名のおしつけなど、なりふりかまわぬ妄動をつづけています。

地方自治法や地対法、およびそれにもとづく府の諸通達で、くりかえし強調されている、行政の中立性・公平性・主体性の確保に反するものです。

しかも「解同」の主張は、半永久的な法形態としての「基本法」を制定させることによって、部落問題の解決を、法的に遠い将来においやるものです。部落問題は、同対審答申がのべているように、「すべての社会現象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にはかならない」もので、永久法は部落問題になじまないものです。

まして「差別規制法」などは、認識不

足からくる子どもの発言や、府民の不十分な言動を「差別」ときめつけ、刑罰を加えようとするもので、部落問題に対する国民の自由な討論を封じこめ、問題の解決と、国民の自由、民主主義の前進にとっても、重大な障害となるものです。こうした点でも、行政が「解同」と一体となつて「基本法」を要求するなどは、不法・不当といわなければなりません。

ことし六月、京都府がまとめた「同和対策総合計画実施計画」では、地対法以後、二年で物的事業は完了できるもので

す。その他仕事や教育・文化の面でも、部落内外の格差は縮小し、結婚をはじめ社会生活の上でも、差別は解消に向つて大きく前進しています。「解同」でさえこのほど彼らが発表した「部落解放実態調査報告書」で、「高校進学率は一九七六年には九〇％となり、……六〇年代のはじめと比べて劇的な変化をとげた」「年齢層が下るほど……就労状態・労働条件は安定、上昇し、……京都府平均に近づ

きつつある。」「部落外との結婚は一九八〇年以降になると半数近くまで達している。戦前には一割にも達していなかったのと比べると隔絶の差がある。」などとのべています。

これら「解同」や行政の調査からみても、差別は解消の方向にすすみ、同和対策事業も終結に近づきつつあることは、否定できません。

にもかかわらず、なぜ半永久的な「基本法」を要求するのか。それは彼らが、部落問題の一日も早い解決をめざしているのではなく、同和行政の永続化と肥大化をはかることによって、利権あさりと暴力的糾弾の法的保障を求めているからです。又、財界や反動勢力がこれに同調するのは、「解同」や部落問題を政治的に利用して、国民を分断し、反動的住民支配の強化をねらうものといわざるをえません。

部落差別の解消に逆行し、達意性すらもつ「部落解放基本法」制定の一切の動きに、断固反対するものです。

資料

映画「部落——ここに生きる」についてのわれわれの見解

映画「部落——ここに生きる」が、京都「人権啓発映画」製作実行委員会（代表吉田明 部落解放同盟京都府連委員長）によつてつくられた。京都府は、この映画の製作費三〇〇〇万円のうち、二〇〇〇万円を補助することを決定している。

さらに、そのフィルムが府下各自治体等に、一方的に送りつけられ、府同対室の手で三〇万円の請求が送られるなどのことがなされている。

この映画は、タイトルが示すように、部落問題が主題となっているが、その特徴はつきのような特徴をもっている。

一つめは、とりあげられているそれぞれの場面の歴史的な位置づけがきわめて不明確なことである。そのため、映画を見る者にとっては、写しだされる場面を現在もおこなわれているということと理解しても仕方がないことである。同時に、どこで、いつごろまでおこなわれてきた

ことかということも不明確なため、部落ならどこでも同じようなことが、おこなわれていることだと見る者が判断しても、それを誤解だとせめることはできない。

二つめは、場面に写し込まれることがらの中に、あきらかに事実と相違すること、もしくは、不正確な点があるということである。

①たとえば三俣川水系の用水問題にかかわることとして、府がダムを建設したが、下流住民が反対したため、貯水できず、北屋敷の人びとが、いまもなお、水問題になやんでいるといったことが、写しだされている。映画では、府の土木部職員に「あのダムが決壊するなんてことは考えられない。どうして決壊するなんてことをいうのか、理解できない」とまて言わしめている。

しかしなぜ、あのダムに貯水できないのかの理由を一ばんよく知っているのは、

府である。ダムはいったんは、貯水もできるよにということて建設されたが、地質からして水がたまりにくいこと、ダムの側壁にあたる岩質が、膨大な貯水量にたえられない恐れもあると判断されて、貯水しないということをして、府をはじめとして関係者によつてすでに合意されているところである。

以上のような経過なり、事実を無視して、いかにも下流住民の反対によつて、解決ができないかのような描き方は、ただ両者の対立をあらたにつくりだすだけのことである。

②京都府下各部落では、同和対策事業によつて、狭路だった道路、危険だった堤防、老朽化したままだった家屋等々が、それぞれ改善されてきたはずである。さらに、あたらしく隣保館、教育集会所等々の諸施設も建設されてきたはずである。これらは、多額の国費、府費、市町村

費によってまかなわれたものである。それは、国民の共有財産ともいうべきものであって、国民の合意と協力なしには、消費できないものである。

ところが、この映画では、部落問題を扱っているにもかかわらず、部落の環境等が国民の合意と理解のもとに、同和対策事業によって、それなりに、改善、改良されてきた事実を示していない。

そして、三つめは、部落を、今日なお現代社会のなかにおいて、疎外され続けているものとしてえがき、それをくり返して強調していることである。それだけに、見る者にとって、部落問題解決への展望を見出しえないものとなっている。

今日、部落問題は、日本社会の民主的な発展にもなっており、なお残された諸問題を、国民の合意と協力のもとで、早期に解決していくことが当面の課題である。

こうした時期に、部落問題の現状と課題についての正確な理解と認識を誤らせるような映画の上映と普及に、われわれは反対である。ましてや、京都府・京都市をはじめ各地方自治体等が、同和対策事業がまっただくなかったかのようにえがいており、あきらかに事実と相違している箇所のあるものを「人権啓発映画」として、その上映、普及に加担したり、協

力することは、国民をあざむく行為であり、断じて許されるものではない。

われわれは、この映画の誤った本質をひろく府民に訴えて、その誤りをただしていくとともに、さらに、すべての府民の合意と協力を得て、部落問題の早期解決をめざすものである。

一九八四年六月二十六日

青木幸次郎（京都府職共闘会議議長）
井上進（京都府立高教組委員長）
石田真一（元同和教育研究会京都府連会長）
遠藤晃（京都私教連委員長）
大江洸（京都府職労委員長）
川畑康郎（京都市高教組委員長）
河内一郎（京都市職労委員長）
佐藤良輔（京教職職員組合委員長）
徳田一男（全労働京都支部委員長）
豊田慶治（華頂短大教授）
藤谷兼兼（全解連京都府連委員長）
藤谷文男（京都市連協会長）
馬原鉄男（立命館大学教授）
吉田平（自治労京都府本部委員長）
和田芳郎（京都市教組委員長）

中西義雄・部落問題著作集 全3巻

第1巻 部落問題の歴史的研究

第2巻 戦後部落解放運動の理論と実践

第3巻 21世紀を展望した部落解放運動

各巻 3,500円(千400)
A5判・函入上製

部落問題研究所

京都市左京区萬葉西隣キ町34-11
☎075-721-6108

※各巻解説—馬原鉄男(立命館大学教授)

本冊子で使用した数値は、とくにことわりのないものは京都府同和対策室の発表している数値によるものです。

京都の同和行政—今後のあり方—

1986年3月1日

発行 京都府部落解放運動連合会

京都市左京区田中上京町17の1

☎(075)791-8141

印刷 新日本プロセス株式会社

☎(075)661-5688

頒価 300円

同和教育

白書

書

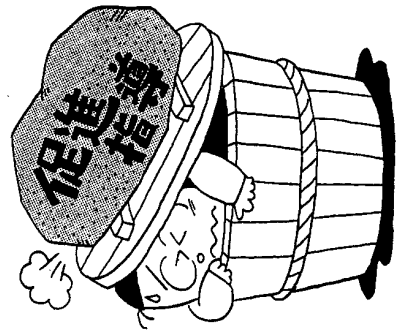
同和教育白書

この白書は、すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめ、自主的民主的同和教育を発展させるために京都市の同和教育の実態を明らかにしたものです。

- 施策づけの子どもたち
- 本来に学力がつくのでしょうか
- 誤った「部落」問題学習
- これでよいのか保護者啓発
- 運動と教育が一体に
- いびつな教職員配置
- 京都市のゆがんだ同和教育行政の是正を

子どもたち・先生から悲鳴が!

施策・漬けの子どもたち 25年も続く「学力向上」至上主義方針



週一六回(放課後から夜)の「補習学級」・「促進指導」と称して、授業中に別の教室での「抽出授業」・中学三年生になれば週五回の「進学ホール」・そして「家庭訪問指導」による深夜までの「個別指導」そして「基礎学力定着講座」や「進路展望拡大」のための大学見学など、同和校では、同和地区の子どもについてだけで、小学校から本

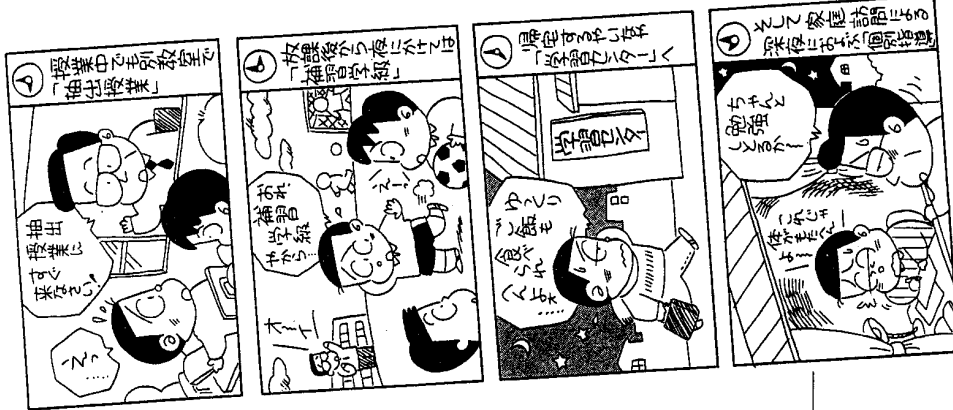
人の自発性、自主性をまったく無視して「これでもか!これでもか!」と「学力補充」がやられています。

これは、一九八四年(昭和五九年)に、京都市教育委員会が、同和地区児童・生徒の「学力向上」至上主義方針を打ち出して以来、一五年も続けられ、強化されてきたものである。

「分離主義」教育の 是正を

「なんでほくのだけ!」なんで同和地区だけ!——同和地区の子どもたちだけを切り離して

おこなわれている「補充教育」は、一時「学力」の向上に役立つことも、他の子どもたちとの間や、まだ、同和地区の子どもたちの意識や行動でも、新たな説明のつかない違いを生み出し、新しい差別感をつくる原因となっています。



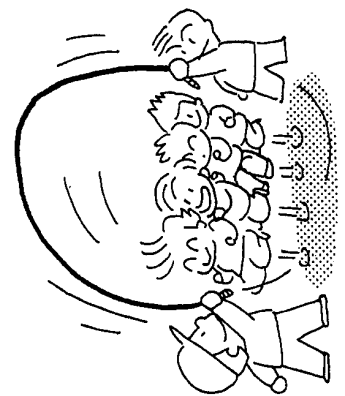
京都市の同和教育事業

- (1)補習学級
課外に学習センター、学校等で開設
小学校 週に2回、1回に1〜2時間、国語・算数を中心
中学校 週に2回〜5回、1回に2時間、国語・数学・英語を中心に
- (2)進学促進ホール
高校進学のための学習センター、学校等で開設
週5回(月〜金曜日)で5教科(国語・社会・数学・理科・英語)を中心に
(3)基礎学力定着講座
特に苦しい課題をもつ同和地区児童に対し、特定の教員が特定期間指導する。
(4)校外学習
①生徒校外学習
中学3年生を対象に3泊4日で開催。
②児童校外学習
小学校6年生を対象に2泊3日で開催。
(5)促進指導
平常授業のなかで自己の学習能力を十分に発揮できないものを対象に中学校で実施。
国語・数学・英語を平常授業時間内に。
(6)進路指導
進路指導の一環として、高校見学、進路指導テスト、事業所訪問、進路相談の個別取り組み。
(7)中学校進路展望拡大事業
進路展望拡大のための市内の大学等の見学や学習センターにおいて医師や芸術家などの講話を行う。
(8)高校生学習会
高校生を対象に講師派遣日は週3〜5回、その他自習日で午後7時〜9時に学習センター、公会堂で開設。
(9)学習センター
- 同和地区児童・生徒に家庭・地域での学習条件を整備することを主たる目的で建設。現在15施設を建設。内11施設は日曜日も開放。
(10)教員特別活動費
教員が同和地区教育推進のために行動した際の交通費、その地域活動のための移動した際の交通費、研修費。
(11)奨学金・支給金等の制度
小学校や中学校入学奨学金、メカネ購入費補助、特別就学奨励費等12の制度で、支給方法に現物・現金貸与・現金給付があり、所管も教育委員会と民生局がある。
(12)特別医療対策費
小・中学校に在籍する同和地区児童・生徒でトラコーマ、結膜炎、肺炎及び副鼻腔炎に罹患し、治療を必要とする者。
(13)職業学級
13地域に開設され同和地区成人を対象に国語の基礎学習を中心に算数の基礎的なものや日々の必要で必要な学習内容となっており、週1〜2回当該地域の小・中学校の教員が指導。
(14)婦人教育講座
同和地区婦人を対象に洋裁、縫物、華道、茶道の講座と同和地区の認識を高めることをめざす話し合い学習を行っている。
(15)家庭教育新聞の発行
同和地区小・中学生の保護者を対象に年間10回発行。他に全保護者を対象に、人権意識の普及と高揚、同和問題啓蒙等のために臨時特集号を年2回発行。
(16)同和問題の啓蒙
PTA支部連絡協議会、単位PTA、家庭教育学校での同和問題学習と学校主催による保護者啓蒙。

子どもにも 全面発達の保障を

同和地区である・なしにかかわらず、「できる子」「できない子」の問題は、この学校でも重要な教育課題です。

同和地区と一般地域の「高校進学率」がほぼ同程度になっていることで「補充教育」は、学校の教育計画に正しく位置づけ、この学校でも、すべての子どもを対象に実施すること、子どもの全面的な発達を保障すること求められています。



本当に学力がつくものだろうか。

青年の主張

今の中学生も私の中学時代も「学習センター」にいくと、中間テストや期末テストの出題傾向などを教えてくれるのに、学習会に来ない生徒に聞いたら「勉強は嫌い」といっていました。

しかし、今考えるとそういう先生たちの勉強の仕方ではほんとうに学力がつくものでしょうか。たとえば、多くの中学生や高校生は、日頃の授業の内容からテストに出そうなところを予想して勉強しますが、学習センターに通い、それに頼っている生徒は、先生に言われた学習しかせずこれに安心している場合もあります。そういう学習方法しか知らない生徒が、高校に進学して本当についていけないのではないのでしょうか。高校を卒業するのが精一杯で大学への進学は大変困難です。

こういう学習方法の問題点以外にもまだ、たくさん問題が残りますが、大切なことは、子どもを中心に親と先生が考えたいかなければ、問題が解決されないということだと感じます。

全解連田中支部 廣瀬 健

京都府同和教育

研究会による

高校中退生の調査結果

—高校中退生に見られる共通の弱点—

- 自立心が弱く、依存心、甘えが強い。
- 高校入学までにもよく面倒を見てもらっていた生徒の中に「何とかならなくてもいい」という意識がある。
- ものごとく自分で判断したり、友だちや家族のなかで自分の考えをのく相手の意見を聞き理解することなど、人の交わりをとおして問題を解決した経験をもっていない。
- 高校生活を何を目標にして送るのか、将来自分は何をしてどう生きたいのか、はっきりしていない。

一面的に高校進学率だけを強調する京都府教育委員会の方針のもとで本当に学力が身につくかは考えられませんでした。

実際に、中学時代に「学習センター」で受けた指導を全解連田中支部の廣瀬さんは、「先生に言われた学習しかせず安心している」と市教委のなすめる同和教育施策の問題点を指摘しています。

また、府同和教育研究会による高校中退生の調査結果を見て、施策のあり方が子ども達の自立の士で、障害となり結果として高校中退にもつながる一面となる面もあるとは言えないでしょうか。

自立をぐまだける 同和教育施策

私なりの提言

同和地区内外を問わず、低学力の子どもたちについて、その家庭や地域の条件を含めた分析を行ない、正しい学力補完に取り組むことが大切です。同時に、子どもたち相互の連帯感を育て、ともに学び合えるような学級作りと、一人一人の子どもに学習の課題意識をもたせ、自学習の習慣をつけるような取り組みこそが大切だと考えています。

現在行なわれている個人給付事業は、地区住民の自立意識や生活意識の向上、発展を促進するものでなければならぬにもかかわらず、教育的にも否定的な影響を与え、自立の観点から、同和地区の差別意識を生みかねません。施策の見直しが求められています。

所得に関係なく支給—特別就学奨励費—

小学校では年間三万三千八百円、中学生では年間三万五千五百円が特別就学奨励費というものであるが個人給付されています。これらの

【個人給付の実態】

—特別就学奨励費による支給—

学年	金額	学年	金額
小学1年	3,380円	中学1年	35,500円
小学2年	3,380円	中学2年	35,500円
小学3年	3,380円	中学3年	35,500円
小学4年	3,380円	中学4年	35,500円
小学5年	3,380円	中学5年	35,500円
小学6年	3,380円	中学6年	35,500円
小学7年	3,380円	中学7年	35,500円
小学8年	3,380円	中学8年	35,500円
小学9年	3,380円	中学9年	35,500円
小学10年	3,380円	中学10年	35,500円
小学11年	3,380円	中学11年	35,500円
小学12年	3,380円	中学12年	35,500円



教材・図書費は、支給が現物支給に限られる中で、先生が、学校で子どもたちの読書や図書を選んで与えているのです。こうした中

で子どもは、ほしい物があっても先生の所へ行って〇〇〇を買って、という場面もあらわれています。親の責任で責めるべき部分まで学校が責任をやるような、こうした京都市の同和教育施策のあり方は、間違いと言わざるを得ません。そして、これらは家庭の経済状態ゆえに、一律にすべての地区家庭に支給されているのです。

誤った『部落』問題学習

——特殊化・肥大化・分離主義につながるもの

みなさんは、「部落問題とは何か」と聞かれたら、どのように答えますか。京都市では、「市民しんぶん」をはじめ、同和問題に関する啓発情報が出るところにあふれています。

しかし、その内容に多くの市民が疑問をもっていることも確かです。そのことは、学校教育の場においても同様のことがいえま

す。



ご存知ですか
こんなこと

特殊化の典型 小学校での「素地指導」

小学校では、部落問題の理解のため

めだけに「素地」が必要だと、道徳や学級指導を通じて「素地指導」が行われ、そのため人権＝同和という考えが固定化されています。

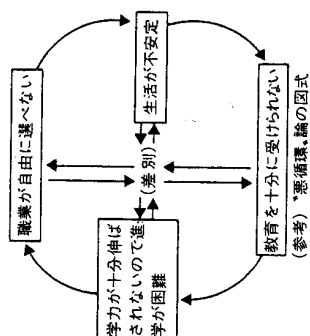
部落問題を固定化 する「悪循環」論

今日「同和地区」を貧困と低学歴、低学力と規定したり、同和地区の子どもたちが力かえる問題をすべて部落問題に求めるのは間違っています。二〇年、三〇年前の悲惨な実態をもう一度こうした指導では、正しい理解が深まりません。

私たちの提言

学校教育に必要なことは、すべての子どもたちに、発達段階に即して、部落問題を正しく理解させ、基本的人権の大切さを自覚させることです。

実態にそぐわない「格差」論による分離主義教育を是正し、学校の自主性・創造性を尊重し、すべての子どもたちへの人権教育を推進することが大切です。



市教委の

部落問題学習での

5つの誤り

その一、特殊化・肥大化・発達段階無視

「部落問題は基本的人権に関わる最も重大かつ深刻な問題」として特別扱い、小・中学校の同和問題学習も、ある小学校では一八時間も費やし、高校で教える内容の学習をしたりしています。

その二、差別問題に矮小化

部落問題は、憲法の基本的人権の実質化をめざすものであり、自由と民主主義を確立する課題の一つです。

ところが学校では、部落問題を差別の問

題に矮小化するため、子どもから「まだか」といった声が出されています。

その三、担任が無批判で歴史の授業

同和校では、部落差別の歴史的背景を学級担任が教えています。社会科の史記をもたない担任が、日本の歴史の中の一部を取り出して指導しているのです。

その四、分離主義教育の正当化

同和地区の子どもたちを他の子どもたちから分離して施策をおこなうことを「納得」させるための指導が行われています。

当然、差別の実態を強調・誇張したものでない、格差は是正されてきた今日の状況を無視したものでなっています。

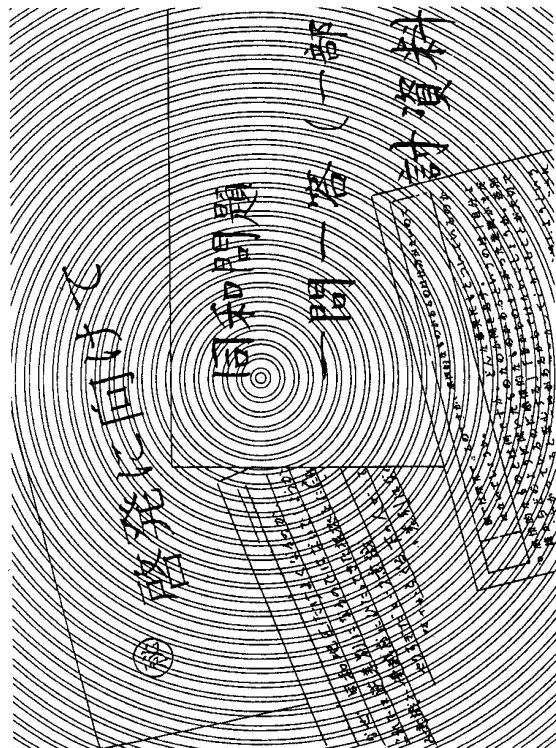
その五、教科書記述の偏り

教科書では、部落問題に関して「行政責任」論が強調され、同和施策の正当化を記述したものが顕著になつていませう。

このように、学校においても、小学校一年の時から、同和問題の解決やその展望を学習するものではなく、「差別」をいかにして認識させ、そのための施策が必要力を徹底して教え込むものであることも週言ではありません。

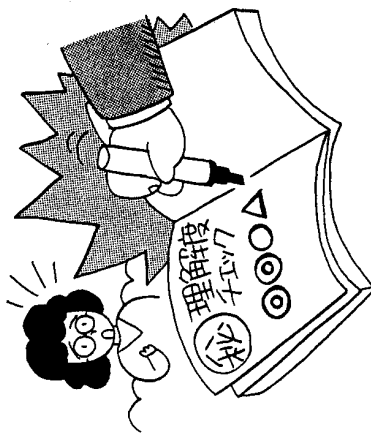
これぞいのが「保護者啓発」

自由な意見交換がでる環境を



「いつも同じ話」「参加者の顔ぶれも同じ」「一方的に話を聞かされ」「疑問や意見があってもなかなか聞かれない」……。保護者啓発に参加した保護者の話です。これでは参加者が少なくなるのは当然。そして、

- 保護者対策として「一問一答集」を作成し、あらゆる角度からの質問に答えられるように研修をしている学校。
- 懇談会への動員目標を担任やPTA役



- 参加者の素直さ、○○△田を○○、同和問題への理解度をチェックする学校。など、ゆゆしき事態も生まれています。では、どうに問題があるのでしょうか。
- ①そもそも保護者への啓発は社会教育関係の仕事であるにもかかわらず、一方的に学校教育の課題であるからものごと押しつけてきています。
- ②差別解消が大きく前進してきている面を評価せず、同和対策推進会議中(十三三年前)の頃の格差を根拠にしているから、実現とそぐわなくなっている。
- ③「啓発」以外にすべて差別解消であるという意識の「特定意識」の考えを押しつけ、参加者を差別意識にしている。
- ④暴言や罵詈雑言など、自由に出し合える雰囲気であつてこそ、啓発の効果もあるが、非民主的な意識はかえってマイナスになります。

解消されつつある「格差」

ちまた「国民融合」の実態

地域協の「部会報告書」や「意見書」は、総務庁が一八八五年一月三〇日現在で全国的規模で実施した「地域啓発事業把握(生活実態把握・意識把握)」の調査結果をふまえて「同和地区の生活実態は、同和審判時と比べて著しく改善されてきた。……同和地区と一般地区との格差は、平均的な水準としては、相当程度是正されたといえる。また心理的差別的領域においてもその解消が進みつつある」(「部会報告書」)

あるいはまた「同和審判中で指摘された同和地区の劣悪な低劣な低劣な実態は、大きく改善をみた。生活環境の改善を始めとして、同和地区の生活実態の改善、向上が図られたことにより、現在では、同和地区と一般地区との格差は平均的にみれば相当程度是正されたといえる。……今日、これらの差別的解消が進んできたことは、同和問題の解決にとって大きな前進であるといえる」(「意見書」)と述べています。

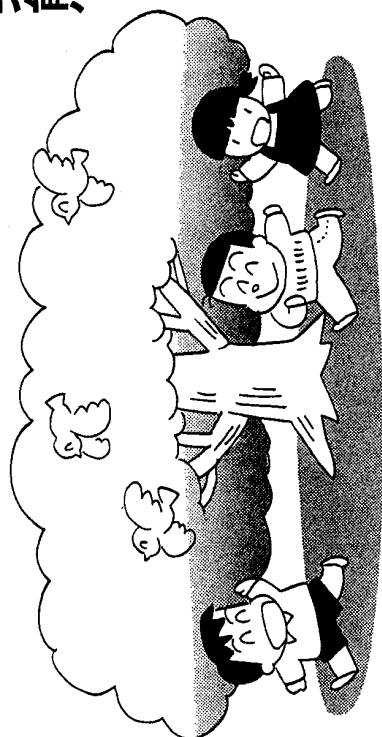
私たちの提言

私たちは、「二十一世紀に部会差別をやちまかせない」ため、次の提言をします。

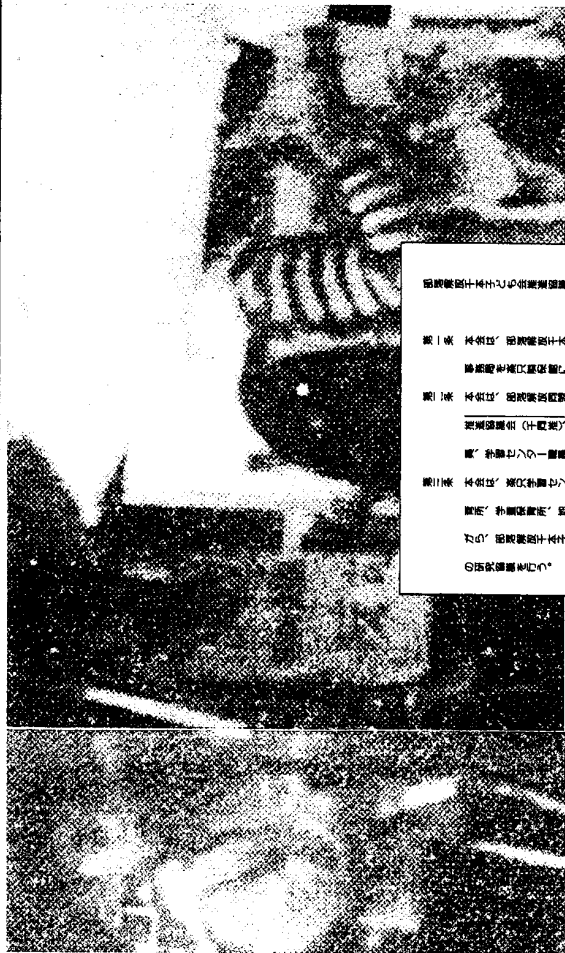
- ①啓発の場もいろいろ方をめぐって、市民的な組織をまねていきます。
- ②啓発の主体は保護者自身です。家庭

教育者級などへの干渉はやめ、自主的・民主的なPTA活動を尊重します。

- ③同和問題についての自由な意見交換がでる環境づくりをすすめます。
- ④差別解消問題の介入や、エセ同和行動を排除していくための世論を高めたいきます。



「解同」に屈服する市教委の実態



印刷部取手至子にも金産産路産全 全開

第一条 本会は、即着能取王太子とて我道進路開きと稱し、
事終局を成り候と誓ひ。

第三 本会は、即ち所定附録に本文附録、本文附録附録
附録附録（十四卷）附録附録附録、附録附録附録
附録、附録附録の二附録の中から選定する。

第三三三 本名は、森(外郎)といふ、千両持、腰刀持、腰
 刀持、外郎腰刀持、腰刀持といふ、腰刀持
 といふ、腰刀持といふ、腰刀持といふ、腰刀持といふ
 腰刀持といふ、腰刀持といふ、腰刀持といふ、腰刀持といふ

于本局和教育局建議留職會 全開

第一条 本会は、主本岡和教習推進協議会（以下略称「主岡推」）と称し、事務所を会長所在地に置く。

第二 三葉

その名は、改題記立書人小寺俊、改題記立。●小寺

俊、改題記立書人小寺俊、改題記立書人中寺俊、

細田なる書簡をもちて相聞なる。

[illegible]

第四条 本会は、上記の目的を達するため、次の事業を
行ふ。

(1) 総会、役員会、監事会、部会を通じて、実地、研究、調査、研修をすすめる。

◎ 中國經濟史論叢刊

――(説明)――
 転勤すれば教職員は自動的に「日本同和教育推進協議会」の会員となり、運動体と一緒に「部落解放日本子ども会推進協議会」に組織される。

教育基本法（一〇条）では、「教育は不当な支配に服する」となぐ、国民全体に拘り、直接に責任を負つて行われるべきものである」と、述べられています。

総務庁「防犯推進指針」でも、「児童・生徒の差別発言は、先生から注意を与え、増力間違いを正し直さなくては十分である。差別事件に限らず、どのような場合にも教育の場への民間運動団体の圧力等を持ち込まないよう、団体は自粛すること」を望ましい。団体の自粛がない場合には、教育委員会及び学校は、断固その圧力等を排除すべきである」としてしめる。

教育委員会こそが運動体に対して、屈服ではなく毅然とした態度をとり、学校・教職員の自主性を守る立場に立つべきです。

「**郷同發部は、同特法が制定された一九六九年以降、魯莽的「差別糾弾」路線をい**くまに**全国化をせ**まじう。そして**地方自治体や教**育者は**もとより、市民生活**をはじめ**労働運動、言論、出版界、芸能界、宗教界、企業界**、あらゆる分野にわたつて**不当な差別糾弾**をなすこと、**介入して**います。この**魯莽的「糾弾」が**誰に**よるもので、同和対策事業の「窓口一本化」によ**る**物色化、利権ありと**無差別に進行し、**地方自治と教育は破壊され、マスコミ**が主として**扇惑問題「クレー**

全解連をはじめ民主勢力は、この悪行を徹底して批判し、理論と実践の両面で真つ向から対決してたたかってきました。このわれわれのたたかいが反映して、

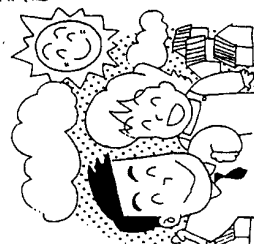
政府は地味鳩の「意見書」や「たにもとく」「政経指針」を讀し「差別糾弾」路線を宣言せざるをえなくなりしなり。(中略)

そして今日では、部落解放運動にかかわつて使われる「護国、糾弾」は、本来的意味・性格とは異質なものとなつてゐる。「解同」ながら「差別事件」と称しつゝなにか「護国」「糾弾」行為の主な先は、勤労国民です。そしてその「護国」「糾弾」行為は、差別でないもので「差別」にテッちながら「迫害」に対しては義憤拂ひかけたり呼び出したりして、その見解の表明と自己批判を求めるものであり、相手の人権や人格を踏みにじり、身柄を拘束し「解同」の言ひ分をきかせるまで、脅迫・恫喝する私的制裁以外の何物で

おります。そのため解
 回員が、だんだん「憲
 法」草案などの罪で拘
 せられていきます。この
 うな「憲法」「国章」に
 対する「侮辱」などは、未
 だに許されるものではあり
 ません。

しかし、今般に、全憲法は、
 動員団員になつて差別事
 象になつて「憲法破壊」
 といふ手段をとりません。
 まだ、左の階級に属する差
 別を尊重しては、言論
 ・表現の自由、批判の自由
 の實現に批判的態度によ

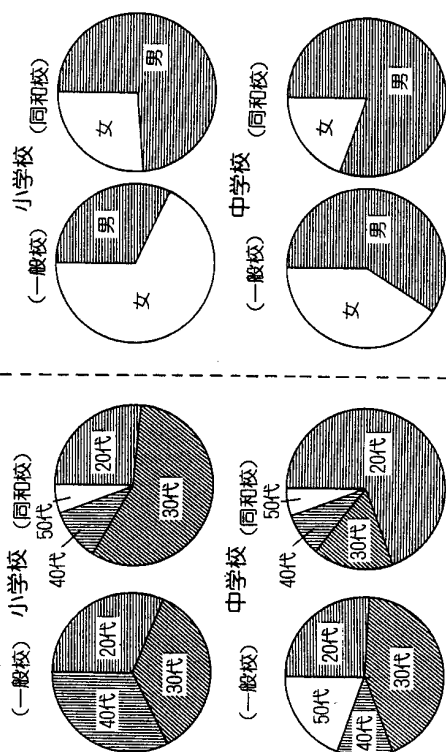
現象等をも宣傳、其意
 一、そなどによる社会的闘
 争として、政治的、社会的
 、道徳的責任を遂及する
 金澤が要排斥主義に
 もつて、差別糾弾、路線
 を批判するのは、その運動
 預言者手法そのものが基本
 的人權をゆすり、民
 主主義に對する内容にな
 つてゐるからである。まづ
 そのことが部落問題の解決
 手段に到底ふさわしい
 現象に、部落問題解決に逆
 するものだからである。



私たちの提言

ある同和校と一般校の同規模校をくらべると……

年齢構成比では——男女比では——



同じ6学級でも
こんなにちがいが……

教 師	17	6
兼課教員	2	1
事務職員	2	1
栄養職員	1	0
管理用職員	2	2
総合調理員	3	3



同校と一般校の教員の年齢比・男女比を見るに、年齢比では、小学校では、二十代・三十代の男性、中学校では、二十代の男性の比率が高く、男女比では、小学校では、男女比が逆転し、中学校では、三十代・四十代の女性が多端に少ないのが特徴です。

このことは、同校・一般校の別なく、すべての学校の人事配置・構成を定め、学校運営や教育活動にまで重大な影響を与えています。

— その一方で、基準以下が六九校に
たらず、異常な三〇〇名の定数内講師

教職員の配当・配置状況を見ると、京都市の異常な実態が一層浮き彫りになります。

教諭はもちろんのこと、養護教員、事務・栄養職員の配置においても特別な事態になっている。

— 一般校の組織と設備 —

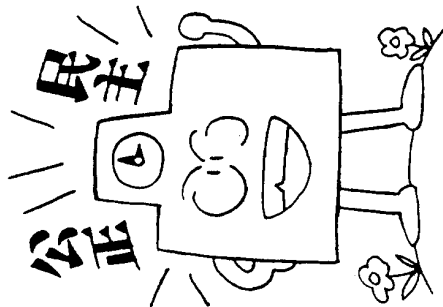
過去七年間の同和校からの「管理職人事」を見ると、中学校では、全体の六割近くを占め、小学校でも、全体の三割強となっています。

すべての学校で教育の正常な発展を

学校教育の現場には、若い先生にはしまつてゐる年代の先生が配属されてこそ、それぞれの持ち味を生かして教育効果をあげるこゝろでござりまするのです。現在行なわれているものないひつな教職員配置が、すべての学校における教育効果を上げる上での障害になつてゐます。京都市教委は定数配置基準を公表し、田や府の基準以下になつてゐる六九校については、だだちに改めるべきです。

また、回和校への配置が「田舎の道」
なりの人事管理や組合支配の運営にな
るなりは教育の条理にそつちのたはぬ
と教わつてゐる。

こうしたことを解決し公正で民主的
な人事行政をすすめてこそ、すべての
学校で豊かな教育が发展し、同時に同
和教育も发展するのです。



府・国の定数基準以下の学校
(69校)

[illegible]

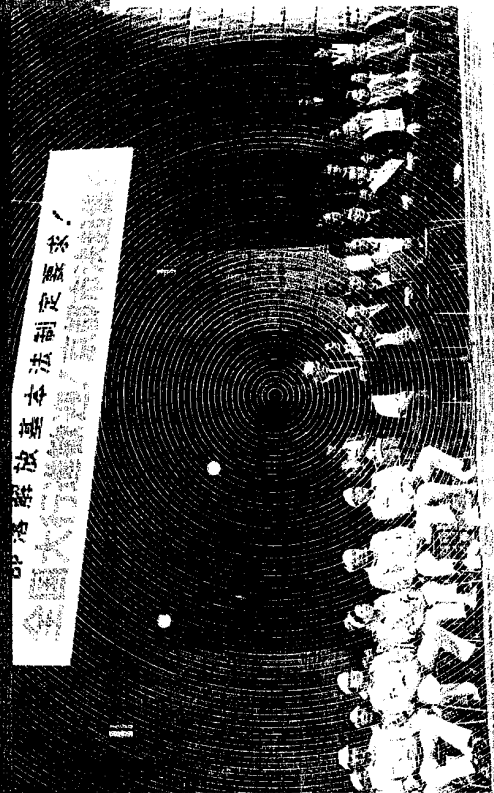
京都市教職員組合
〒606 京都市左京区聖護院川原町4-13
TEL. (075) 771-9171
1988年2月4日発行
白書へのご意見・ご感想を
お寄せ下さい。

京都市の同和行政 黒書

「解同」べったりの姿勢が
市政を腐らせる

同和行政のゆがみ“極”に

全国大行進！
解同基本法制定要求！



一般来訪者を締め出し市役所駐車場で開かれた「解同」集会。市幹部ら150人動員、あいさつする田辺市長（91.9.24）

全解連

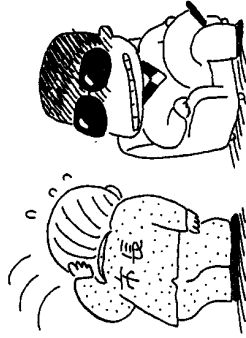
京都府部落解放運動連合会
京都市協議会

TEL (075) 791-8141

「解同」に屈服・ズルズル後退の田辺市長

表敬訪問はまず「解同」

田辺市長が誕生してはじめて表敬訪問をうけた団体はなんと「解同」。市側は市長以下関係7局長が顔をそろえました。田辺市政の公約に「開かれた市政」がだれにたいしてかを物語っています。



市幹部呼び出して明け方4時まで「会合」

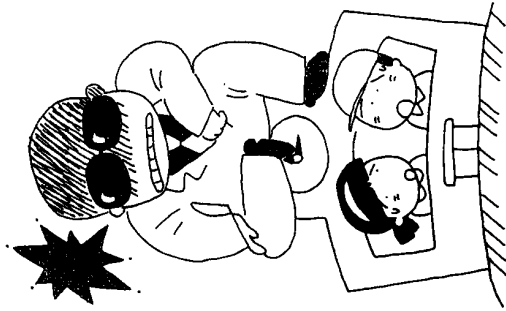
京都市との交渉後、「反省会」と称する酒の席で市側の一人が居眠りしたことに激高した「解同」久世支部幹部が、「上司を呼べ」とどなり出し、深夜2時ごろ同和対策室長ら複数の局長を隣保館によびつけ明け方まで話を続けた。

暴力事件の主犯を「部落解放」の講師に

教職員を白昼に襲撃し、テロを加え、58人に重軽傷を負わせた兵庫県立八鹿高校事件の主犯者で有罪判決をうけた丸尾良昭が「府民講座」の講師にまねられました。主催者として京都市も名をつらねています。議会で追及された市長は「私はまだ答えるだけの力を持っていない」と無責任な答弁。「行政が暴力を賛美・礼讃するもの」と抗議が集中しました。

「解同」の教育介入を認める

机の上1.5センチメートル四方に書かれていて、先生がさがしてもなかなか見つからなかった朱雀中学校の落書を理由に「解同」は、「確認会」「糾弾会」をくり広げました。政府・文部省ですら「確認・糾弾は認められない」という立場をとっているのに、市教育委員会はそれに対応、屈服姿勢を示しました。



組織的犯罪＝「確認・糾弾」をみとめる！ 議会開催中に糾弾会を受け入れー

田辺市長は、2年前の就任時から「同和行政の見直し」を公言、運動団体に「今後の方策」を明らかにし、不十分ながら見直しへの姿勢を示しました。

しかし、同「方策」を「差別文書」ときめつける「解同」の「糾弾」に屈服、基本問題で内容を大きく後退し、同年10月に「出し直す」あり様、あけくらの果ては、ことし9月14日に「解同」の「糾弾会」を受け入れ、「市議会の開会中」の「糾弾会」との交渉はしない」との同「方策」を、自ら破り捨ててしまいました。

「解同」に屈服し助役ら深夜1時過ぎまで交渉

91年2月8日の「解同」と京都市との交渉には、助役、全局長、同和主任、関係部長ら約80人が出席、運動団体との交渉、補助金、職員の服務規律などの「市長訓令」をめぐって、延々、深夜1時過ぎまでに及び、この点について市議会での日本共産党の追及に対して、さすがに市長も「常軌を逸した交渉」と認めざるを得ませんでした。

さらに「交渉は9時まで」とした同「訓令」に違反している上、「11時で終了したことによっておけ」との「解

怒りの投書

市役所の一課長です。余りの情無さに憤りをもちこの手紙を書いています。

御存知のことと思いますが、去る(91年2月)8日の解放同盟市協と助役・全局長等との交渉で、何ら行政の主体性がないまま、相手に侮辱され、言われっぱなしで深夜1時過ぎまで交渉し、最後は助役が謝ったうえ、11時まで交渉したことになっておこうとのこと取敢えず終わっています。

交渉の内容も、そのひとさに、これが「今

同」のどう喝を受け入れ、市議会にもウソの答弁をしてきたことが明らかになりました。

「糾弾会」受け入れの責任を追及 京都市職労が市長に抗議

市長が自ら出した同和政策見直しの「今後の方策」に反して、「解同」の「糾弾会」を受け入れたことに対して、京都市職労は市長に文書で厳重に抗議しました。同「方策」には「全職員が確実に実践していくことが強く要請される」と明記しておきながら、市長自身が破るようでは、あきれものと言えません。

市職労は「糾弾会」受け入れの責任を追及し、再び繰り返さないよう強く申し入れました。

(91.10.2)



解放同盟京都市版

ある課長からの告発

後の方策」を出した助役のことかと全局員呆れ返っていますが、交渉時間は9時までとした訓令にも明らかに違反しています。この訓令は助役が出したものです本人が違反した場合「問責」されないようです。

今やこの問題に市長がどう決着つけるかが市役所内の最大関心事になっていますが、「方策」の完全実施を決議した市議会も泥を塗られているのです……

半年以上もたって発表された「今後の方策」 「解同」追隨の姿勢を断ちきれず重大な後退

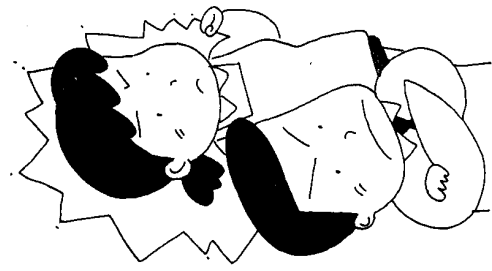
京都市は90年10月30日、「同和行政推進の過程で生じている問題点に対する今後の方策」とそれに関連する田辺市長名の訓令、及び助役通達を発表しました。

全解連京都市協が提言していた運動団体と行政にかかわる「交渉・職免・補助金」の三項目の見直しについて、90年3月20日、田辺市長名で「今後の方策」が発表されました。内容は「解同」追隨など多くの不十分さをもちながらも、ゆがんだ同和行政の実態を認めざるを得ず、京都市として同和行政をすすめる上での考え方を示したものです。

これに「解同」が攻撃。そして京都市は6月に標題はそのままで内容を差し替えた文書を「解同」に提示。これ以降なんと同一標題で文書が二つ存在するという不常さ。そして4月1日実施とされていたのが、半年以上もたってからようやく発表されたのが今回の文書。この経過は「解同」への屈服、追隨を断ち切れない京都市の姿を示しています。



「法」の期限をひかえ、同和行政全体の見直しを



見直しの課題に着手する気なし

「これらの問題につきましては……同和行政の縮小・打切りをめざすのでなく」という言葉をわざわざ挿入。「交渉・職免・補助金」は全体の見直しのごく一部分でしかなく、実践する気がまったくありません。

主体性の確立は同和行政の基本

「確認・糾弾」をきっぱり否定し、「解同」へ追隨を断ち切ることに。これがいま京都市にもっと求められているものです。その表明はどこにもありません。

総務庁の「啓発推進指針」や市会の「同和行政見直し決議」に基づいて行なえ

ゆがんだ同和行政を温存、助長する方針を示した「総計案」を「同和行政の基本的指針」と位置づけています。これではゆがみがひどくなるばかり。

市民の批判で「同和行政の見直し」を言わざるをえなくなった田辺市長。しかし経過、内容を見ればそれはポーズでしかないことは明瞭です。

みずから出した 「今後の方策」にも違反

「解同」幹部である市職員らの
「仕事はせず給料は受け取り」
を公的に認知

「ここ数年は全く出勤していない」、「学事録にも名前がなく所属も不明」。市の職員である「解同」幹部のこんな実態が、90年3月の市議会で日本共産党の追及で明らかになりました。

誰が聞いても奇怪な話です。しかし、市当局は今年になっても改めるところか、こうした「アラブアラ職員」を「今年度は三人認める」と、公認してしまいました。

こんなことは全国的にも前代未聞、どの法令に基づくのか、市当局も説明出来ないままです。

自治会、市民団体の用事で職免とれますか？
なんと「解同」の市職員に職免2874人(90年度)

公務員が「職務に専念する義務」があるのは当然のことですが、市当局は「同和問題の解決に役立てるため」との口実で、「解同」に職免（職務免除）を乱用してきました。90年度の合計は、実に2874人に達し、今年もこの傾向は改善されていません。

全解連は「運動団体は、自らの運動は自らの努力で進めるもので、行政に甘えたり、行政を食い物にして行うものではない」、この観点から職免をいっさい取っていません。



市職労が市長に「抗議と申入れ」。
職制機構を通しての運動団体
カンパ活動の「請負」行為に怒り

ことし5月、「解同」京都市協議長名による「解同」全国大会、および「基本法」制定闘争勝利のためと称するカンパ要請が、市役所内の職場機構を通じて回覧されるといふ、異常な事態が発生しました。

市職労はすぐに市長に「これは「市長訓令」にも逆行し、行政の主体性を損なうもの」と抗議、「今後こうした行為が行われることのないよう」と、強く申し入れました。(91.6.18)

「部落民以外はすべて差別者」の立場から 市民に協力を強制する京都市

ゆがんだ同和行政を温存、助長する方針を示した「同和問題の解決をめざす京都市総合計画」(案)を「同和行政の基本的指針」と位置づける

「総計」(案)とは

・不正支出事件にふれず

83年から87年にかけて、京都市の同和行政をめぐって3億円、2億円などの公金不正事件が全発、市議会でも「同和行政の見直し決議」が全会一致で採択(87年)されるまでにまりました。ところが、この「総計案」には、まったく一言の記述もなく、市当局がこれらに無反省であることをさらけ出しています。

・「解同」理論の取り入れ

「総計案」は、何ら具体的根拠も示さず、「差別は今なお根深い」と述べ、「解同」の部落排外主義の理論に迎合しています。

85年の市民意識調査についても「解同」の気に入らない意見は「差別意識の持ち主」ときめつけるなど、「偏見」に満ちたものになっています。

・ゆがんだ同和教育の 無反省な継承

いまも同和地区の中学生だけを別室で教育する「抽出授業」が行われ、教師に「保護者啓発」を強要する実態が続いています。その根拠

の一つに「総計案」があることは、まちがいはありません。

同和地区の子どもたちが、学力はおろか感性まで、はじめから劣っている、などと平気で記述する「総計案」では同和行政の指針とはなりません。

・個人の給付事業の見直しせず

「地域改善財特法」の期限切れを来年3月に控えて、個人給付事業の見直しは、いまや全国的な課題になっています。しかし「総計案」は、やたら「留意」や「配慮」を並べ、実施について、結局あいまいになっています。ここにも給付事業の永続化を求める「解同」の顔色をうかがう姿勢がありありと出ています。

・全国にも例のない公共 施設共同利用の拒否

同和地区の隣保館、保育所、屋内体育施設などは、いまもほとんどが、利用は地区住民だけに限定されています。87年の市議会決議でも「共同利用を促進すべき」となっていますが、市当局はがんこに拒否しつづけています。「総計案」は「解同」が判定すれば「使用」を認めるとするような記述で、市当局の現行の姿勢を裏付けています。

国際的に否定された「解同」の暴力主義路線 「解同」の「反差別国際行動」を国連NGOが登録申請却下

今年1月21日の国連NGO委員会で、「反差別国際運動」が論議され、「解同」と「反差別国際運動」との一体性が問題になりました。とくに「解同」の暴力主義的「確認・糾弾」闘争の実態に疑問が集中、「反差別国際運動」の答弁者も暴力を認めざるをえませんでした。これらの結果、国連NGO委員会は「解同」を本体とする「反差別国際運動」の登録申請を認めず、事実上却下しました。「解同」は人権破壊団体以外のなにものでもない」という国内世論を国連NGO委員会が正当にうけとめた結果によるものです。

こんなこと許せるか？

この人、本当に「市職員」ですか？ 田辺市長さん
年間580万円や690万円もただであげるなんて？

「解同」の役員と言うことで市の職員でありながら市の仕事を一度もせず、毎日「ぶらぶら」している「解同」の婦人部役員に対し、一年間に580万円も出している、ほかに690万円をだしている田辺市長には「歪んだ同和行政の是正」はできるのでしょいか？

いぜんとして放置されたまま

〈住宅の空家569戸〉

〈家賃の滞納が25年(300万円)越える〉

改良住宅管理戸数

全戸数	入居済	空家
4,228戸	3,659戸	569戸

(91.3末現在)

改良住宅家賃の滞納は目をおおうばかり、最高300ヶ月をこえるといいますが実に25年！ 何という無為無策がつづいているでしょう。滞納ペストランをみれば第2位が、287ヶ月(約24年)、以下200ヶ月以上が並び、第10位でも242ヶ月(約20年)といえますから、驚くばかりです。

許されぬ「差別認定権」の付与 「解同」に迎合…市職員に責任転嫁

京都市職員の中で差別事件が頻発している差別の原因は京都市政そのものに「差別体制がある」、したがって、京都市政は差別行政、これが、「解同」が主張し、市長をはじめ市当局が認めた図式です。

ところで、「解同」が「差別事件」としていく多くは、トイレの落書きなど、実行者が特定できないもの。

差別急増…は「解同」方針から

彼等は、差別が現実にならなくなりつつある…差別を許さない国民意識が前進していること

を一切見ようとせず、「部落民以外は差別者…」との特定の認識に基づいて、差別探しを強化しているところにある原因があります。

「まだまだ差別が頻発」「だから解放基本法が必要」との根拠にしたいためです。

認めてはならない「差別の認定権」

この戦術を手助けし、部落問題解決を真面目に追求する全解放の運動を敵視し、多くの市職員、市民に背を向ける田辺市長の姿勢は「差別の認定権」を「解同」に与えることとなり、ますます部落問題への市民の関心を遠ざけることとなります。

見通しのない「部落解放基本法」制定 「解同」の利権あさり、部落の固定化の運動に未来はなし

「解同」

田辺市長が「解同」に忠誠を誓う

「私が先頭にとりくむ」

「解同」がねらう「部落解放基本法」とは、不公正な同和行政のもとでの利権あさりの永続化、差別の法規制による「確認・糾弾」の法的保障を確保しようとするもので、部落差別解消の道を法的に閉ざそうとするのです。それだけに政府は「基本法制定は考えていない」とくりにかえし答弁。基本法制定をかかげる社会党自体、法案の国会提出はもちろん、法案要綱さえ発表できません。「解同」がどうあがこうとも、

「一般行政への移行」という歴史の流れをおしとどめることはできません。見直しをもちえない「解同」が、特別法体制だけはと持ち出しているのが、何の基準もないままの残事業探し。解放新聞によると「1兆円をこえる」(91/7/29)、「2兆1千億円」(91/9/9)とわすか二ヶ月で倍増させるありさま。とうてい国民の合意を得られるものではありません。この運動を激励したのが田辺市長です。



全解連

同和行政から脱却！

一般行政へのスムーズな移行を！

国民運動の基本要求——全解連「91年度国民運動方針」から

①部落問題の真の解決をめざすために、部落内外の格差は正の到達点に立ち、既存法のような法を要求しない立場を明確にした上で、同和行政からの脱却を基本にして、法期限内に事業の完了をはかり、一般行政水準を引上げながら、一般行政へのスムーズな移行措置を取り、自立の条件が整っていない住民を対象に必要な事業を経過的に実施継続すること。

②不正・乱脈な同和行政をただちに是正し、地対協「意見具申」や「啓発推進指針」の徹底、政府九省庁による「見直し・適正化」適正の実効性ある措置の具体化をはかること。地方自治体が独自に実施している個人施策等の見直し適正化を促進するために、政府の指導責任を明確にすること。

③部落問題解決の最大の障害となっている新しい差別主義としての「確認・糾弾」行為の社会的排除、偏向教育としての「解放教育」の一掃、一部運動団体による教育への不当な介入の強力な排除、利権あさりの一掃等の措置をさらに具体化すること。